

平成 2 0 年

赤平市議会第3回定例会会議録（第2日）

9月10日（水曜日）午前10時00分 開 議
午後 2時21分 散 会

○議事日程（第2号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 諸般の報告
日程第 3 一般質問
2. 若山武信 議員
3. 穴戸 忠 議員
4. 北市 勲 議員
5. 獅畑輝明 議員

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 諸般の報告
日程第 3 一般質問

順序	議席番号	氏 名	件 名
			2. 歳入確保について 3. 消防広域化問題について 4. 勤労の権利と義務について 5. 政府による社会保障削減の影響について
4	6	北市 勲	1. 市立赤平総合病院について
5	9	獅畑 輝明	1. 財政健全化に向けて 2. まちづくりについて

順序	議席番号	氏 名	件 名
2	2	若山 武信	1. 市立赤平総合病院の今後の課題について 2. 評価制度について 3. 救急救命対策について 4. 薬物乱用の防止対策について 5. 「黎明の像」の今後のあり方について 6. 鳥獣害駆除対策について
3	4	穴戸 忠	1. 低所得者に対する生活支援について

○出席議員 10名

- 1番 五十嵐 美知 君
2番 若山 武信 君
3番 谷田部 芳征 君
4番 穴戸 忠 君
5番 林 喜代子 君
6番 北市 勲 君
7番 太田 常美 君
8番 植村 真美 君
9番 獅畑 輝明 君
10番 鎌田 恒彰 君

○欠席議員 0名

○説明員

市長	高尾弘明君
教育委員会委員長	田口敏弘君
監査委員	小椋克己君
選挙管理委員会 委員長	壽崎光吉君
農業委員会会長	野村繁君

副市長	浅水忠男君
理事	三上和己君
総務課長	町田秀一君
企画財政課長	伊藤寿雄君
税務課長	吉村春義君
市民生活課長	栗山滋之君
社会福祉課長	伊藤嘉悦君
介護健康推進課長	實吉俊介君
産業課長	菊島美時君
建設課長	熊谷敦君
上下水道課長	横岡孝一君
会計管理者	下村信磁君
消防長	中村高庸君
市立赤平総合病院 事務長	斉藤幸英君

教育委員会 教育長	渡邊敏雄君
” 教育課長	相原弘幸君

監査事務局長	保田隆二君
--------	-------

選挙管理委員会 事務局長	町田秀一君
-----------------	-------

農業委員会 事務局長	菊島美時君
---------------	-------

○本会議事務従事者

議会事務局長	大橋一君
” 総務議事 担当主幹	野呂律子君
” 総務議事 係長	渡邊敏一君

(午前10時00分 開 議)

○議長(鎌田恒彰君) これより、本日の会議を開きます。

○議長(鎌田恒彰君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において、4番穴戸忠君、6番北市勲君を指名いたします。

○議長(鎌田恒彰君) 日程第2 諸般の報告であります。

事務局長をして報告いたさせます。

○議会事務局長(大橋一君) 報告いたします。

本日の議事日程につきましては、第2号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。今日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長(鎌田恒彰君) 日程第3 昨日に引き続き一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問順序2、1、市立赤平総合病院の今後の課題について、2、評価制度について、3、救急救命対策について、4、薬物乱用の防止対策について、5、「黎明の像」の今後のあり方について、6、鳥獣害駆除対策について、議席番号2番、若山武信君。

○2番(若山武信君) [登壇] 通告に基づき、質問を行いますので、ご答弁のほどよろしく願いいたします。

大綱1、市立赤平総合病院の今後の課題について、①、今後退職する医師の事後対策について、補充の見通し、対応のめどについてであります。8月26日開催の第6回これからの市立赤平総合病院のあり方を考える検討会議、この中で病院長より9月末で内科医師が退職されるとの話がありました。私たち議員は所管の委員会などで事前に報告されておりました。

たが、市民にとっては大きなショックだったと思います。その後外科医も同じく9月末で退職とのことでもあります。5月に内科医がやめることは予算審議の段階で理解していたことではありますが、この時期に2人の医師がやめることは想定外で、今後病院の再建計画に大きく影響するものと思われます。現在の診療体制でも過重労働なのに、夜間診療も含め、今の体制が維持できるのでしょうか。医師補充の見通し、対応のめどについてどのように考えられているのかお尋ねいたします。また、今後このようなことが生じたとしたら、根本的に病院の経営、維持が難しくなってくると思いますが、いかがでしょうか。

②、医師、看護師の待遇改善についてであります。私は、3月定例会の質問にて医師確保の環境整備のために住宅環境の整備や事務的作業の軽減を図るためのクランク制度導入についての意見を述べました。6月定例会で住宅整備についての予算審議を可決、最近工事に取りかかりましたが、そのやさき、この時期に2人の医師がやめることで私も大きなショックを受けております。これは、同僚議員の皆さんも同じ思いだと思います。これからの市立赤平総合病院のあり方を考える検討会議の中で医師の待遇改善についての論議がありました。医師の給与を引き上げる論議であります。かなり強硬な話もございました。この1年間の財政事情の見通しには少し明るい兆しが見えてきたようではありますが、医師の確保対策が実現しなければ、先の見通しは決して明るくはないとの思いからであります。赤平市再建のために職員全員が頑張っているときに医療関係者だけの待遇が改善されることはいかばかりかと思われるかもしれませんが、病院の再建なくして当市の再建はあり得ないと思われます。医師が次から次へと退職していきますと、ますますの過重労働に追い込まれていきます。医師給与の引き上げは財源確保の面で難しいと思われるかもしれませんが、私はせめて医師の特別勤務手当や看護師の特殊手当などは引き上げてほしいと考えております。職員給与が30%もカットされている現在、その復元も早い時期になってほしいと願っ

ておりますが、病院企業会計での努力により手当を引き上げられるものであれば検討していただきたいと思ひますし、このたびの補正予算の内容を見るときに5億円の予備費が計上されておりますが、一般会計からの繰り出しも考慮に入れながら、この一部を運用することでこの問題に対応できるのではないかと思ひております。手当だけですと、それほど大きな額にはならないと思ひれます。医師、看護師の確保が難しい中、現在在籍中の医師、看護師の定着化対策を優先させるべきであるともまた私は思ひております。幸いにして研修医の皆さんは当市に対して好意的な考え方を持っているようでありますが、最も大切な人間関係熟成のための環境づくり、医師の負担軽減を図るための事務補助制度導入等の職場での環境づくり、快適な生活のための住環境の整備に加え、給与面での待遇改善も必要かと思ひうわけでございます。これらの環境整備により総合的な判断で当市への定着がふえてくれればと願うところであります。医師、看護師の待遇改善について考え方をお聞かせください。

③、民間医療機関による病床の活用についてであります。この部分は、前日の同僚議員の質問と内容が同じと思ひれますので、違う部分の答弁だけで結構だと思ひます。市立病院の平成20年度の病床数は一般病棟120床、療養病棟60床の計180床で運営されておりますが、現状は一般病棟において120床までの利用がないとのことであります。聞くところによりますと、年間平均106床程度ということでございます。これらの病床活用のために民間医療機関との共同利用が有効的と思ひれます。市内には数カ所の医院がありますが、医院にはそれなりに固定した患者がおり、重病になると、市内外の病院に紹介されているわけでありますが、市内の医院に市立病院の病床を利用させ、医院の医師が患者を診察し、夜間は病院の医師が容体を管理することで患者も安心でき、また他市の病院へ行くのも減らすことができと思ひます。病院にもそれなりの収入となるわけでありまして、お互いにメリットがありますし、毎日

見舞いに行く家族にとってもできるだけ近いほうがよいわけであります。現在奈井江町の国保病院でもこのことを検討しているかに聞いております。私は、病院問題の検討委員会でもこれらについての意見を述べてまいりましたが、今後に向けて他医療機関との病床共同利用の検討は病床利用率向上のためにも必要だと思ひております。考え方があれば、お聞かせください。

④、PR活動とその成果についてであります。昨年はリクルート大使を起用しての医師確保活動、ことしはパンフレットを作成し、ここにパンフレットがございますが、何種類かのパンフレットを出しております。その中に私たちの病院で働きませんか、赤平市の医療を救ってください、先生のお力が必要だすなどの内容で訴えておられますし、また市立赤平総合病院視察ツアー3日間などの企画もこのようになっておりますが、これらについて大々的に当市の病院の紹介と医師確保についてのPR活動等を行っております。このパンフレットは構成から印刷までのすべてを自前での作成と伺っており、ここまでの取り組みをされておられるスタッフの皆さんの努力を大いに評価するところでございます。このパンフレット作戦、どのような方法で、どこまでの地域まで広げて配布しているのか、これらについてお尋ねいたします。取り組みが始まったばかりだとも聞いておりますが、今現在までの反響や成果等について、またリクルート大使のその後の経過についてもお知らせいただければと存じます。

大綱2、評価制度について、①、導入時期と考え方についてであります。日本経済もバブル崩壊後は長期にわたり低迷し、少子高齢化時代の到来とともに、国は慢性的な財政難に陥り、各自治体を取り巻く経済情勢は年々悪化してまいりました。各自治体の今までの無駄を省き、自立を求める政策に転換、行政機関が行う政策の評価に関する法律をつくり、各自治体の政策に対して評価を下し、交付金の調整対象としたところでございます。と同時に、各自治体に対し、評価制度の導入に向けた指導が始まりま

した。行政評価導入の目的は、1、成果、結果ということですが、成果志向の行政運営の実現、2つ目としては限られた資源、人、物、金、時間、これらのめり張りある配分、そして3つ目には行政運営の透明性と説明責任の確保であります。このことから全国の自治体で行政評価制度が取り入れられ、1つには行政活動に無駄な部分はないのか、2つ目には行政活動は費用に見合うだけの効果を出しているのかといった観点から行政活動を見直す取り組みが始まったわけでありまして、本市におきましては、平成18年策定のあかびらスクラムプランの中で既に施策として取り上げられており、昨年12月の住民説明会の中でも行政評価については今後に向けて取り組んでいく旨の市長答弁があったことから、市民の中には早急に取り組まれ、20年度の施策の中に出てくるものと期待していた人もいと聞いております。本市は、現在財政再生団体回避のため血のにじむような努力を続けておりますが、この経過について市民への説明も必要ですし、情報の共有も必要であります。ただ、このことについては既に広報にて周知されていることとでございます。現市政のもとでは幅広く情報公開をしておりますし、庁舎内の意見も十分取り入れているようなので、安心しておりますが、さらに評価制度を取り入れることで機会ごとに市民からの幅広い意見、チェックを取り入れることができると思われますし、情報も共有できます。そのことによりでき上がった政策、施策に議会で十分な論議を加えることで私たち議員としての任務も、責任も果たせることではないかと思っております。この評価制度の導入について時期なども含め、どのように考えているのかお尋ねいたします。

大綱3、救急救命対策についてであります。①、AEDの設置箇所拡大と取り扱い者養成の拡充についてであります。この件についても昨日の同僚議員の質問と同じと思われまして、違う点だけの答弁で結構だと思っております。先月私の町内で不幸がありまして、参列したわけでございますが、焼香中にお年寄りが突然倒れ、意識を失いました。救急車への連

絡はとりましたが、倒れた人への対応をどうしたらよいのかわからない人が多い中で遺族の身内の中に経験者らしき人がおり、AED、自動体外式除細動器があるかどうかを聞いておりました。葬斎場には設置されておらず、その人は手なれた感じで頸動脈にさわって、すぐに心臓マッサージとともに、人工呼吸を始めました。救急車の中はもちろんのこと、病院に着いてからも数名の医師により治療が行われましたが、残念ながら命は戻りませんでした。私は、あの場所にAEDがあったら、どうだったのかなと思いました。このことから多くの人が集まる葬斎場のようなところに、また類似箇所にはぜひAEDの設置が必要なのではないかと思ったわけとでございます。ことし小中学校への予算化がなされ、AEDが設置されたわけとございますが、また民間の会社の中にも一部設置しているところもありますが、高齢化社会の中でこれからはもっと設置箇所をふやしていかなければと思っております。リースですと、それほど高くはないと思っておりますし、5,000円程度と聞いておりますが、行政として普及のための指導は必要ではないかと思っております。ちなみに、当該葬斎場へは責任者の方にAED設置についてのお願いをいたしました。社内でも検討してみるとの前向きな回答がございました。市役所にも毎日多くの市民が訪れますし、万が一のことを考えるときに、この本庁舎にも設置の必要があると思われまして、また、総合体育館に1台あるわけですけれども、もう一台設置し、団体競技などの際に貸し出しすることもこれからは必要になってくるのではないのでしょうか。検討すべきであると思っております。また、設置の指導とともに、それを取り扱う人たちの養成が必要であります。せっかく設置しても、それを使用できる人が少なければ、何にもなりません。そのためには、数多くの場所で講習を行い、実技指導や訓練が必要であります。早くどこでも、だれでもが大切な命を救えるようになってほしいものであります。AEDの普及と取り扱い者の養成についてお尋ねいたします。

大綱4、薬物乱用の防止対策について、①、青少

年への指導強化についてであります。ここに1冊の小冊子がございます。こういうものでございますが、この中に「お父さん、お母さん「うちの子に限って…」は危険です！」という見出しになっており、サブタイトルは「薬物乱用防止は、あなたが主役」と、このようになっております。これは、全国高等学校PTA連合会で作成したものでございます。今世界的に薬物乱用が指摘され、国内でも新聞やテレビをにぎわしております。最近では、大相撲の幕内力士が大麻の吸引と所持で逮捕され、相撲協会を解雇されました。大麻だけでなく、いろいろな薬物が私たちの周りに出回っているようでございます。大きくは大麻、覚せい剤、MDMA、コカイン、アヘン、ヘロイン、有機溶剤、幻覚剤、違法ドラッグ等に大別され、その種別の中にまたたくさんの種類があるのであります。このいろいろな薬物は、成人だけでなく、子供たちまでが乱用し始め、社会問題になっているわけでございます。高校生、中学生、小学校の高学年まで広がっているようでございます。巧みな誘い文句、巧妙な密売手口、手の届く価格で最近では子供たちの小遣いで買える価格になっているとのことでございます。現在インターネットの普及は目覚ましく、また携帯電話の携行が低年齢化し、これらを使用することでいつでも簡単に親の目の届かないところで薬物が手に入るわけでございます。薬物乱用がもたらす心身及び社会に与える悪影響は大きく、犯罪や事故に結びつき、みずからの命までも絶ってしまうわけでございます。薬物乱用は、都会に多く見受けられるとのことでございますが、最近では地方にまで広がってきているとのことであります。特に夏休みなどで都会と地方の交流が比較的多いときに乱用の機会が多いとのことでございます。赤平においては警察だけでなく、ライオンズクラブが中心となって、高校や中学校などで啓発活動を行っているというふうに聞いております。その中には同僚議員もおり、ことしは仮装盆踊りにても薬物乱用の防止を市民に訴えておりました。本当にご苦労さまでした。赤平での薬害汚染はまだないと私は思

っておりますが、実態はどのようになっているのでしょうか。また、防止対策はどのように取り組まれているのでしょうか、お尋ねいたします。

大綱5、黎明の像の今後のあり方についてであります。今赤平公園の上のほうに黎明の像が建っておりますが、このことについて質問いたします。先月8月8日、赤平商工会議所、赤平地区連合、農民団体などで構成する平和赤平市民会議主催の黎明の像安全平和祈願祭が行われました。例年ですと、雨天の日を除いては公園の黎明の像の前で行われるわけでございますが、ことしは赤平神社で行われました。公園の上までの道路整備も大変なので、そのようになったのだと思っております。この黎明の像は、戦前の炭鉱労働で犠牲となった外国人を奉った等身大の慰霊碑でもあります。戦前石炭の増産体制の中で多くの外国人が徴用され、捕虜も含め、坑内労働に従事、過酷な労働と坑内事故により多くの犠牲者が出ました。家族と引き離され、再び故国の地を踏むこともなく、死んでいった人たちを悼み、昭和41年8月に当時の市長であり、平和市民会議会長の遠藤勝太郎氏のもとに建立され、資金は市はもとより多くの市民の浄財で賄われました。戦後の炭鉱事故の犠牲者も今合祀されており、その後あらゆる労働災害による殉職者が合祀されております。そして、毎年遺族が集まり、安全平和祈願祭が行われているわけでございます。ことしも1人の殉職者が合祀されました。人口の減少と車社会の中で最近では赤平公園に来る人も少なく、公園管理も以前にはできなくなり、上にあったあずまやも老朽化で取り壊され、現在は植栽さえ行われております。このままで推移しますと、公園は荒れ、黎明の像は世間から忘れ去られます。今赤平炭鉱の立坑周辺を炭鉱遺産とする動きがありますが、この黎明の像こそ炭鉱まち赤平の歴史遺産であり、炭鉱遺産でございます。財政事情の悪い中、今すぐの話にはならないと思われませんが、この黎明の像を公園の上からおろし、できるだけ人の目に触れ、赤平の歴史の大切な部分を多くの市民に語り継いでほしいものであります。黎明

の像移設についての考えがあれば、お尋ねいたします。

大綱6、鳥獣害駆除対策について、①、農業被害とその対策についてでございます。毎年道内各地において有害鳥獣による農業被害の報道がされております。当市は例年シカ、アライグマ、キツネ、アオサギなどによる食害があるわけでありますが、ことしは特にシカとアライグマによる被害が多いとのこととあります。シカは春から頻繁に出没し、作物の味を覚えて、稲にまで食害があり、アライグマも繁殖率が高く、行動範囲を広げ、収穫間近のスイカ、トウモロコシなどをねらって、毎日のように被害に遭う農家も多く、昨年度から始まった環境保全事業にも取り入れた中で対策をされているようでございますが、当市における最近の実態とその対策についてお伺いいたします。毎年ヒグマの目撃情報があり、先日も住吉町の山近くの水田でクマ出没との報道があったばかりであります。ことしは雪解けが早かったものの、5月の霜、6月のひょうなどにより山での食べ物となるヤマブドウや木の実のなりが少なくと言われ、今後も秋から冬眠までの間人里までおりてくる可能性も十分あると考えるとき、人的事故も考えた事故予防対策を強固にしなければならないと考えます。その対策についてお伺いいたします。

②、エキノコックスへの対応についてでございます。最近市街地や住宅街にもキツネの姿を多く見かけるようになりました。そして、以前と比べて人を恐れず、人なれしてきたようであります。そこで、心配なのはエキノコックス感染であり、以前はエキノコックス症に対する予防策が市民に周知されていたところではありますが、今日人なれ、人との接触も考えられたとき、生ごみ類の管理やえづけをしないなど基本的なことも含め、市民への対策がぜひ必要と思っておりますが、お伺いいたします。今後も野生動物がふえ、農業者や一般市民に影響を与えることが予想されるとき、現状の対応策では限度があるかと考えられます。農水省が今年度から始めた鳥獣害防止総合対策事業とあわせて、ことし2月に鳥獣被害防

止特別措置法という法律が施行されました。対策事業による防護さくや捕獲わななどの設置に対し、半額の助成があり、残りの半額には特措法による交付税の拡充措置があり、8割が特別交付税として返還されます。よって、地元負担は1割となる事業の内容であり、当市の実情に合うかどうか検討の余地があるかと考えております。この点についてもお伺いいたします。

以上、質問を終わります。

○議長（鎌田恒彰君） 齊藤病院事務長。

○市立赤平総合病院事務長（齊藤幸英君） 大綱1、市立赤平総合病院の今後の課題について、①、今後退職する医師の事後対策、補充の見通し、対応のめどについてお答えいたします。

9月末で内科及び外科医師各1名が退職予定となり、札幌医科大学医局からの後任医師の派遣はありません。第1内科及び第1外科から週1回の夜間救急及び翌日午前の外来診療及び手術応援を受け、さらには江別市立病院総合内科より隔週金曜日の午前外来診療の医師派遣を受けることが決まっております。また、3月まで当院で研修をしていた医師が8月20日より内科医として勤務をしており、医師の充足率は70%以上を確保できる見込みで、収益につきましてもほぼ予定額を確保していけるものと見込んでおります。常勤医師確保につきましても厳しい状況にありますが、今年度実施しております医師住宅改築を含め、今後も医師の勤務環境の整備を進めるとともに、研修医につきましても研修終了後も残ってもらえるよう条件整備を行ってまいります。さらに、大学医局への要請だけではなく、市と一体となつてのPR活動の実施や民間リクルート機関を活用して、一名でも多く医師が確保できるよう今後も努力を続けてまいります。

次に、②、医師、看護師の待遇改善についてお答えいたします。現在医師を除くすべての医療職におきましても給与の削減を実施しておりますが、人材確保並びに職員の労働意欲の向上のためには、一日も早い給与削減の回復を行う必要があるものと思

ております。そのためには、病院経営を健全化させなければならず、引き続き自助努力を続けなければならないものと認識をしております。なお、今回の補正後の予備費につきましても確かに約5億7,000万円ということになっておりますが、この数字をもっていまだ連結実質赤字比率見込みといたしましては早期健全化団体に位置するものであり、財政健全化計画が義務づけられ、国や道の指導を仰がなければならない状況であり、原油価格の高騰や特別交付税などの不確定要素によって今後も予断を許す状況にはないこと、さらに公立病院改革プランは単年度収支均衡を図ることが前提であり、本プランを国に承認していただかなければ、公立病院特例債の発行が認められないわけであります。なお、医師につきましては、平成19年4月に給与改善を行っており、現在道内自治体の中間位置の給与水準になっております。医師確保に向けた取り組みの一つとしましては、さらなる給与改善は理解するところでありますが、これまでも改善に努力してきており、引き続き財政状況を見ながら検討してまいりたいと考えております。前段でも述べましたが、今年度医師住宅の改修を行っており、また小さな子を持つ看護師等が保育所利用に支障がないよう8月から病棟の3交代勤務開始時間をそれぞれ30分の繰り下げを実施しており、職員が安心して医療に従事できるよう今後も環境整備を進めてまいります。また、事務補助制度の活用についてであります。診療報酬の改定の中で新たに制度ができたものであります。医療に関する知識を必要とし、さらに業務が医師の事務補助に限定されていることから、当院の規模では人員確保が困難なため、まだ採用には至っておりません。しかしながら、医師の負担を軽減することは必要と判断しており、現在医事係事務職員により医師の指示に基づき、診断書等の作成時の補助を行い、負担軽減を図っているところであります。

次に、③、民間医療機関による病床の活用についてお答えいたします。これからの市立赤平総合病院のあり方を考える検討会議におきましても検討事項

になっておりますが、導入により患者にメリットがあることや病床利用率の向上も見込まれることから、今後医師会並びに開業医と十分協議し、施設基準等を精査した中で導入に向けた検討をしてまいりたいと考えております。

次に、④、PR活動とその成果についてお答えいたします。院内に医師、看護師確保対策委員会を設けた中で確保対策を検討し、将来北海道での勤務を考えている医師を対象に赤平市の地域及び市立病院を視察していただく市立赤平総合病院視察ツアーを企画し、参加者を募集しております。パンフレット、しおりを作成し、東京赤平会、都道府県会館北海道IJU情報センター、空知地区産炭地域振興企業協議会赤平支部等へ配布をお願いし、また今後も北海道東京事務所の医師確保担当参事が医師確保で訪問する際に配布をお願いし、さらには今後行われる医学学会等への配布も予定しております。リクルート大使につきましても医師確保には至っておりませんが、いろいろ情報提供いただいております。今後も継続して医師確保につながるよう取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（鎌田恒彰君） 伊藤企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） 大綱2、評価制度について、①、導入時期とその考え方についてお答えさせていただきます。

急速な少子高齢化社会の進展や経済低迷、財政難、地方分権の推進など自治体を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、自治体に対して最少の経費で最大の効果を上げるための取り組みが以前にも増して強く求められております。こうしたことから国におきましては、行政機関が行う政策の評価に関する法律、これに基づき、政策評価を実施しており、自治体も事務事業評価、施策評価、政策評価などを取り入れるところがふえている状況であります。当市におきましては、平成18年2月に策定をいたしましたあかびらスクラムプランの中で既に評価制度を施策の一つとして位置づけており、次期赤平市長期総合

計画のスタートである平成20年度に合わせて導入してまいりたいと考えていたところではありますが、ご承知のとおり平成18年度には産炭地域総合発展基金問題、平成19年度には地方公共団体の財政の健全化に関する法律の制定によりまして、赤平市が財政再生団体入りを回避できるかどうかの大変重要な時期と重なり合い、将来のまちづくりの方向性について市民や議会の皆様と議論する以前に財政問題を最優先課題として解決しなければならない状況となったところでもあります。

しかし、本年3月に策定いたしました赤平市財政健全化計画改訂版により、いまだ予断を許す状況にはないものの、財政再建に向けた一定の道筋をつけることができましたことから、本年度は市民の皆様のアンケートや市民会議等からのご意見をいただき、議員の皆様ともしっかりと議論を交わしながら、新たな赤平市長期総合計画を策定し、平成21年度中にスタートしてまいりたいと考えているところでもあります。評価制度の導入の時期につきましては、こうしたまちの指針となる総合計画のスタートに合わせて進めてまいりたいと考えており、総合計画に掲げられた内容に沿って事業等や行政運営が着実に実行されているか、合理的かつ市民サービスの向上につながっているか、市政の透明性が確保されているか、簡素、効率化が図られ、効果的であるかなどの視点から評価が行えるよう現在研究を進めさせていただいているところでもあります。

評価制度導入に当たりましては、特にだれが評価を行うのかという点から申し上げますと、住民の福祉の増進を図ることを基本としなければなりませんので、評価をするときは住民の目線に立つことが不可欠であり、行政による評価に対して住民による評価を加える住民参加で評価することで住民の声が政策に反映され、結果として福祉の増進に資することにつながるものであると考えているところでもあります。このほか市すべての事務事業評価であるのか、中心的事業の政策評価であるのか、評価する範囲は行政が指定するのか、住民が選択するのか、あるいは

事前評価か、事後評価かなどさまざまな課題がございますが、これらを整理させていただいた上で評価制度の導入を図り、プラン、計画、ドゥー、実施、チェック、評価、アクション、見直し、こういったプラン、ドゥー、チェック、アクション、この繰り返し今後の行政運営にとって大切であると考えているところでもありますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鎌田恒彰君） 中村消防長。

○消防長（中村高庸君） 大綱3、救急救命対策について、①、AED、自動体外式除細動器の設置箇所拡大と取り扱い者養成の拡充についてお答えをさせていただきます。

このことにつきましては、昨日の答弁の中でも申し上げ、重複する答弁となるところであると思いますが、現在消防において市内でAEDの設置場所として把握しておりますところは、公共施設ではみらい、総合体育館、市立病院、そのほかではゆったり、のぞみの家、光生舎の虹の里、フーレビラ、メディックエル、ケアハウス翠光などとなっており、また9月中には市内すべての小中学校に設置されることとなっていることから、教職員に対する救命講習を随時実施しているところでもあります。しかしながら、市内の設置箇所はごく一部であり、従業員の多い事業所、人が多く集まる施設などに対し、あらゆる機会を通し、AED設置についてPRに努めてまいりたいと思います。

また、AEDの取り扱い者養成につきましては、救命講習に参加し、実際にAEDに触れていただくことが最善の方法であると思っておりますので、市内の皆様に対し、救命講習への参加を繰り返し呼びかけ、各事業所、各施設にはAEDの設置とともに、救命講習の受講についても働きかけてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鎌田恒彰君） 相原教育課長。

○教育課長（相原弘幸君） 大綱4、薬物乱用の防止対策について、①、青少年への指導強化について

お答え申し上げます。

最近のインターネットの普及により薬物などを手に入れやすい環境になってきていること、また種類も多岐にわたり、それがさらに入手しやすくなっていることは十分承知しておるところであります。青少年センター関係の会議などでも常に警察と情報交換をしているところですが、今のところ本市での青少年の使用の報告は入っておりません。しかし、夏休みなどの長期休暇で都市と郡部との行き来のしやすさやネット社会を迎えて、さらにその距離が縮まっているというのが今の状況であり、赤平も例外ではないと思います。このことは、議員ご指摘のとおり簡単に手に入る環境に現代社会が置かれているということであり、青少年をそこから守ることが我々の務めと考えております。学校教育では、かねてから教育課程において薬物乱用に係る単元が組み込まれておりまして、小中それぞれの保健の授業の中で子供たちに教育しております。また、昨年、ことしと市内の中学校で赤歌警察署とライオンズクラブ様のご協力のもと非行防止事業として薬物乱用防止のための教室を行っております。薬物の乱用は、心身に深刻な影響を与えること、また個人の心理状態や人間関係、社会環境が影響し、知らず知らずそのような環境に置かれるなど巧妙になってきている最近の状況などを伝え、絶対に手を出さないよう指導しているところでもあります。いずれにしましても、将来薬物に手を出すことのないよう若年齢からの適切な指導が最も重要です。学校、警察署ほか関係各位の協力を得ながら、引き続き防止対策に取り組んでまいりますので、よろしくご理解、ご協力くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（鎌田恒彰君） 菊島産業課長。

○産業課長（菊島美時君） 大綱5、黎明の像の今後のあり方についてお答えいたします。

黎明の像につきましては、昭和41年9月、炭鉱事故などで亡くなられた方に対する炭鉱犠牲者慰霊碑として赤平公園に建設され、除幕されました。以来

炭鉱犠牲者はもとより殉職につきましても毎年8月に黎明の像安全平和祈願祭を開催しているところでございます。さて、黎明の像がある場所については近年遺族の方の高齢化、またアクセス道路におきましても未舗装と急勾配のため通行においては困難な状況であると認識しております。こうしたことから今後の管理方法並びに平和祈願祭のあり方について関係団体と協議してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

続いて、大綱6、鳥獣害駆除対策についても続けてお答えします。①、農業被害とその対策について、②、エキノコックスへの対応について、関連事項でありますので、一括答弁させていただきます。近年におけるヒグマ、シカ、アライグマによる農業被害につきましては多くなっているのが現状であり、特にシカによる稲の食害やアライグマによる作物のトウモロコシ、スイカ等の被害が多発しております。ここ近年の捕獲頭数につきましては、平成18年度がシカ15頭、アライグマ7頭、平成19年度はシカ47頭、アライグマ18頭、本年度におきましては9月現在においてシカ20頭、アライグマ27頭であり、特にアライグマにつきましては昨年の頭数を上回っており、生息区域もほぼ市内全域に広がっております。また、平成19年の道内では2,382頭、空知では856頭が捕獲されております。それによる被害金額は、当市は自家野菜の農作物が多く、金額は発生しておりませんが、道内では3,688万8,000円、空知では838万7,000円という状況であります。当市の対策としては、平成14年度に生息が確認されてから平成15年度より捕獲が始まり、アライグマの排除を目的として外来生物防除実施計画を作成し、平成19年度に始めました国の事業である農地・水・環境保全向上対策による42名の従事者と一般の従事者20名の計62名が資格を持っております。また、法的生体捕獲などの知識を取得してわなを設置する、わなの数ですが、わな数は市が18台、農地・水と一般の方においては21個を新たに購入していただき、39個の箱わなによって捕獲を行っているところであります。しかしながら、

環境適応能力や繁殖力が強く、急速に生息数がふえて、市内全域に広がっておりますから、捕獲処理においても捕獲数の増加によって職員の対応や処理費の負担に苦慮しているところであります。また、ヒグマによる農業被害はほとんどありませんが、ことしに入っても2件の目撃情報が寄せられ、赤歌警察署、地元猟友会と連携を図り、パトロールを行っておりますが、平成17年度においては4頭、18年度においては3頭、19年度においては5頭という捕獲数があり、増加している傾向にあります。また、これも自然環境の変化によって生息環境の悪化が進んでいることから、市街地など人里での出没が考えられます。当市といたしましてもこういうことに関しては広報に注意などを掲載し、林道入り口には注意看板を設置し、市民の安全を確保するため対応を進めているところであります。

次に、②のエキノコックスへの対応についてですが、市街地においてキツネの姿を見かけることが多く、エキノコックス症の感染が心配されております。エキノコックス症は、キツネなどに寄生している寄生虫の卵が何らかの原因で人の体内に入り、主に肝臓で増殖して肝機能障害を起こすという恐ろしい病気です。また、その対策としては、一般の人では法的な制限もあり、捕獲することは困難であるため地元猟友会による捕獲を行っておりますが、捕獲区域の制限や生息頭数の増加、捕獲時間などの制限により捕獲が困難な状況であります。そのためキツネを人家に近づけないのが一番の対策と言われており、えづけはしない、えさになるものを周りに置かない、また井戸などもふんや汚水が入らないようふたをするなどの措置が効果的と言われております。今後もエキノコックスにつきましても改めて広報に掲載し、市民の皆様にも周知してまいりたいと考えております。次に、鳥獣被害防止特措法ですが、平成20年2月に作成され、鳥獣害防止総合対策事業が決定し、捕獲対策や被害防止策として支援措置が講じられることとなりました。空知管内では2市が協議会を設けておりますが、当市といたしましても他都

市の事例を参考として農業者や地元の猟友会の意見や農業被害、鳥獣の生息状況等を把握し、事業の内容や財政状況も踏まえて検討してまいりたいと思います。今後当市といたしましても関係部署、農協や地元ハンターと連携を図り、鳥獣による被害対策に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（鎌田恒彰君） 若山武信君。

○2番（若山武信君）〔登壇〕再質問、特別にはございませんが、まず病院問題についてであります。すべて理解いたしました。あと、早く健全化に向けての達成をお願いするのみでございます。

評価制度についてでございますが、21年度中にスタートというものでございますので、これについては理解いたしました。ただいまの答弁の中に、住民による評価を加えると、行政による評価に対して住民による評価を加えると、こういうことで住民参加での評価、こういうことでやっぱり市民の目線での行政というものはきちっとうたわれておりますので、私はこの答弁については高く評価しておきたいと思っておりますので、このことについてよろしく願いいたします。

また、AEDの件については設置と救命の講習、これは消防の方は本当に人数が減って大変なことなわけですけれども、作業としては重荷になる部分はあるかと思いますが、どうぞ人命にかかわる部分でございますので、よろしく願いいたします。

また、薬物乱用対策についてでございますが、現在も防止対策はとられているということでございますので、安心しております。しかし、子供たちの心身の将来を考えたときに、薬物の乱用防止対策はこれからも官民一体となって強化していかねばならないと思っておりますので、この取り組みについてもよろしく願いいたします。

黎明の像の関係でございますが、関係者と相談してということでございますので、理解はいたしますが、移設の場所と、例えばこういうふうになったときに、設置場所についてはひとつ要請ということで

お願いいたしますが、平和祈願祭が赤平神社を中心として行われてきたという経緯からいたしまして、できましたなら赤平神社の境内の一部にでも設置していただきまして、合祀していただければ、粗末にならないのではないかと、こういう思いもありますので、相手のあることとございますが、このところひとつよろしくお願いいたします。要請といたします。

それから、鳥獣害対策、これは理解いたします。これからもよろしくお願いいたします。

以上、私の質問をこれですべて終わります。どうもありがとうございました。

○議長（鎌田恒彰君） 質問順序3、1、低所得者に対する生活支援について、2、歳入確保について、3、消防広域化問題について、4、勤労の権利と義務について、5、政府による社会保障削減の影響について、議席番号4番、宍戸忠君。

○4番（宍戸忠君）〔登壇〕 一般質問を行うので、よろしくお願いいたします。

大綱1、低所得者に対する生活支援について。①、福祉灯油の考えについて。今日ガソリン、灯油、食品大幅値上げは台所を直撃しております。以前オイルショックのときには、当市も住民要求で福祉灯油が実現し、価格の下降によって廃止になり、現在投機マネーによる先物買いが原油の高騰になっているのではないかと思います。昨年暮れに引き続き、ことしも福祉灯油、昨年実績を引き上げ、実施することではないですか。暖房が命にかかわる北国にとって、生活必需品である灯油の値上がりは深刻です。9月9日現在当市内リッター当たり132円と昨年比約5割の値上げとなっています。昨年は、原油の急騰対策として特別交付税による国の支援も実現いたしました。暖房用灯油は全国で使われており、本来は国の責任で実施すべきであります。北海道は、180市町村中176、08年1月現在、が福祉灯油を実施しています。また、財政難で制度を縮小したり、冬期加算があることを理由に生活保護世帯を除外したりする市町村もあり、国と道の支援の拡大が求められ

ています。家庭用灯油が1世帯3人当たり1,734リットル、全国平均の3倍近い北海道、灯油価格値上げが家計に大きく響いています。特に実施していない札幌市、福祉灯油を求める声が切実です。同じ政令市の仙台市では、昨年末に臨時議会で福祉灯油実施を決めました。生活保護世帯は無条件、ひとり親世帯、障害者施設、児童福祉施設、認可保育所、養護老人ホームなど福祉施設も助成対象です。異常な灯油の高騰は、文字どおり住民の暮らし、健康を脅かしています。低所得者にとっては死活問題です。この住民の切実な声にこたえるのは国と自治体の責任です。とりわけ政府は、実施自治体への特別交付の支援だけにとどめず、財政支援を抜本的に拡充すべきですが、市長のお考えをお伺いいたします。

大綱2、歳入確保について。①、赤平花卉園芸振興公社の民間譲渡と赤平小学校跡地売却に伴う効果について。市民の大きな関心事となった花卉園芸公社は新会社移譲ということですが、市民的重大欠陥、欠損金4億2,618万円は市民に謝罪すべきものではないでしょうか。これまで共産党市議団は、公社設立時からコチョコウランの需要見通し、施設経営の困難と札幌オーキッド社長を抱える問題、地域の農業振興にどう役立つのか、具体的経営のやり直し等問題を提起してきたのであります。結果は、我々の見通したとおりになりました。前々期の議会では、共産党は他会派と協働し、返済の見通しが無い貸付金、補助金の支出をさせない修正案を提出、与党会派との激論を交わし、修正案は多数で押し切られたのであります。こうした状況の中、共産党は前市長に行き詰まった公社の傷口が大きくなるよう3つの選択肢を示し、その解決を求めたのですが、聞く耳を持たなかったのであります。現市長になって、経営の立て直しを図るために人事異動、経営の合理化、灯油の高騰、売れ行きが伸びずの現状となったのであります。今日市長の決断、努力、そして社長の不眠不休の努力は評価するものであります。また、市民の中から前市長、前公社社長、議会の有力議員に対して損害賠償の訴訟が起きてても不思議ではないほ

どの深刻な問題ではないでしょうか。したがって、市長は設立をしてからの経過と問題点を明らかにして、こうして結末になった行政責任を市民に謝罪すべきであります。市民は、そのことを求めているのではないのでしょうか。また、新会社の経営方針、経営移行による財政上の問題として売却額と課税、その後はどのようになるのか、見込み、試算。さらに、条例による財政支援をするのかであります。この点についてお伺いしたいと思います。市民生協赤平進出をめぐる問題として、1つ、赤平商工会議所、生協だけの協議に終わったのではないかと思います。2つ目に、地域の個人経営の商店との話し合いはなされたのか。店じまいをする店もあります。個人商店との共存、合意についてはどうか。3つ目に、生協の理事会で赤平進出を決めたのかであります。赤平の出資している生協組合員への周知がないのではないかと思います。市が重要な部分にかかわりがあり、この際リーダーシップを発揮して解決に当たるべきではないでしょうか。今後の問題として、1つには消費者行政での生協が地域で果たす役割を明らかにすること、2つ目、行政、消費者協会、生協、農家との協働で安全な食品の供給を行う協力体制が必要でないかと思います。この点についての市長のお考えをお聞きしたいと思います。

②、市立赤平総合病院透析患者の増加見込みについて。自治体病院の果たす役割として、病院行政が患者と住民の信頼を得ているか、ここからこそ患者と住民の信頼によって安全経営が構築されるのではないかと思います。1つ目には、透析施設の収益増、年間約1億6,000万という現時点と将来の展望はどのように見込まれるか、また患者の収容数増加の見込み、夜間診療見込みについてお考えをお聞きしたいと思います。2つ目には、市立病院検討会議では収入確保の問題で新透析施設対応による収益問題や外科医、整形外科医の固定医師確保による市民の安心と収益確保の議論が進んでいるのかであります。また、道による28億円の一借を必要な場合、拝借できないかであります。経営の分析と、公立病院と

して不採算部門を抱えて赤字はどれぐらいになるのか、国の支援の具体的内容の病院交付税や診療報酬についてはどのようになっているか、住民の命と健康を守る拠点として公立病院の使命を病院公務職員が構築し、患者、住民サービスでこたえることが大事でないかと思いますが、お考えをお伺いしたいと思います。

大綱3、消防広域化問題について。①、北海道の消防広域化推進計画について。消防法第1条、火災の予防、鎮圧、国民の生命、財産の保護、被害の軽減や社会公共の福祉の増進を目的として、消防組織法第1条は国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災または地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に係る被害を軽減することをもって任務とするとあります。また、憲法では市町村の管理となり、民主化が図られましたが、消防組織法は市町村の消防は消防庁長官または都道府県知事の運営管理または行政管理に服することはないと明快に自治体消防の原則を宣言しています。例えば広域化消防本部が岩見沢市で30万人人口に対応だとすれば、当市まで救急に無理があるのでないか、平均3本部を1本にしても災害出動、重大なロスになって、人命軽視にならないかであります。現在でも消防職員整備などの不足を、広域化に充てる財源を充てれば、近年市内の火災死亡事故、幸町1丁目、公営住宅の子供さん、同じく4丁目の公営住宅5階の成人男子の防止効果大ではなかったかと考えるものであります。現在1日平均約2件の赤平救急出動、もちろん効率化は大事ですが、広域化で原則デジタル無線が機能アップして、人を助けずになるのではないか。国、道は広域化を進める計画書を提出を求めているようですが、どんな計画になっているのかお伺いします。現在の消防本部、組合消防体制強化こそ重視すべきではないかと思います。30万人人口に1消防本部設置では、1分1秒おくれで人の居住するすべての地域で生命、財産を守り、災害の被害軽減を図られるのか。専門家の講演の中で財政削減先にありき、安全の後退というものであります。ま

た、時に居住地に熟知しているという消防職員が10年間勤務しても十分でないと言われることがあります。広域化によって地理、地形、住民、市民などふなれな隊員が出動して、災害、火災出動などのおくれは出ないかであります。さらに、連絡車の設置では対応ができないのではないかと、これも思います。広域化本部に最新機の専門隊などのために財政を支援するものとなっていることでもあります。広域化は財政削減、効率化先にありきであり、生命、財産を災害から守り、軽減する任務を二の次にするものではないかと思えます。現在の消防体制機能強化のために財政支援することで消防法、消防組織法が発展し、住民の命、財産を守ることができるのではないかと、お考えをお伺いしたいと思います。

大綱4、勤労の権利と義務について。①、官製ワーキングプアについて。憲法第27条、国民の勤労の権利と義務を、07年5月改定で08年4月施行の改正パート労働法、差別禁止となる条件が極めて厳しく、そもそも公務員を適用除外しているなど重大な問題点を持っていますが、他方短時間労働者の待遇は必ずしもその働きに見合ったものになっていない状況を改善して、通常の労働者との均衡のとれた待遇を確保するなどを法の目的としています。自治体、職場でもその趣旨が踏まえられなければならないことは当然ではないでしょうか。現在のままでは、ますます格差賃金、格差労働条件、格差社会を生むのではないかと思えます。赤平市臨時職員は、労働のほか市長が特に認めるものとして6カ月ごとに再雇用を繰り返して、7年または20年勤務との話の方もいます。3法があるものの、内容は5時間パートなど、月収七、八万円の低賃金など。例えば母子家庭、小中学生2人、この場合1つには暮らしはどうなっているのか、2つ目には勤務時間8時間に不足する時間の他部署への配置など実態はどうなっているのか、3つ目には地方公務員としての責任、自覚、義務、研修の向上によって住民の負託にこたえることになっているのかであります。仮に年収100万円から150万円程度の貧困生活、臨時職員約98人、市民の目線

ではすべて公務員であります。このようにまさに官製ワーキングプアが常態になっているのではないかと思います。正規職員と同一労働、同一賃金が原則で、身分や賃金差別はなくすることではないか、国へ改善を求めることはもちろん市長の考えと改善の道をお尋ねしたいと思います。

大綱5、政府による社会保障削減の影響について。市立赤平総合病院の療養病床数の考えについて。高齢者医療の苦難、後期高齢者医療制度は昨年参議院野党の廃止案が継続審議となって、選挙後の衆議院で審議されようとしています。当市の療養病床60床利用患者の方々について以前高尾市長は、削減はさせない旨の決意があったと思います。現在も同じでしょうか。まさに行き場のない医療難民、介護難民をあふれさせてはなりません。日本医師会は、国民の皆さんとともに社会保障費2,200億円の削減に反対の意見広告です。7月、政府は経済財政改革の基本方針2008をまとめました。福田総理は、国民一人一人が安心して暮らせるようになったと実感できる社会を実現すると発言しました。そして、救急医療や医師不足が重要課題とされました。しかし、社会保障費の削減路線は撤回されませんでした。2002年から2006年までの5年間であるべき社会保障費が1.1兆円、国の負担分が削減されました。そして、その後も毎年2,200億円が機械的に削減されているのです。このために医療費が大幅に削られてきました。このままでは、救急で受け入れてもらえない、お産ができない、夜間診てくれる小児科の先生がいないなどの問題はなくなりません。がん難民と言われる患者さんもふえています。医療が必要な高齢の方が長期入院できるところもありません。身近に通える医療機関がなくなっている地域もふえています。国民が安心して医療を受けられる体制がとれなくなっているのです。総理は、国民の声を十分認識しているはずですが、どうぞそれを政策に結んでくださいと。来年度予算からは、社会保障費の年2,200億円の削減をやめてください。社会保障、そして国民医療を守るために、日本医師会は国民の皆さんとともに戦

います、日本医師会。これが日本医師会の意見広告です。これは、朝日新聞に1ページで国民の皆さんと一緒に、医療を守ってほしいと言っています。赤平市は、率先して日本医師会の毎年社会保障費2,200億円削減やめよの要求をともに国に要請することが必要でないかお伺いしたいと思います。

第1回目の質問を終わります。

○議長（鎌田恒彰君） 暫時休憩いたします。

（午前11時05分 休憩）

（午前11時30分 再開）

○議長（鎌田恒彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。實吉介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（實吉俊介君） 大綱1、低所得者に対する生活支援について、①、福祉灯油の考え方についてお答えさせていただきます。

昨年度の福祉灯油購入費助成事業につきましては、年明け早々緊急的に実施させていただきましたが、20年度に入り、その後も石油製品の価格高騰はとどまらず、市民の皆さんの日常生活に大きな打撃を与えており、今後冬期間に向けてより一層市民の皆さんの暮らしが厳しいものになると推察されます。そこで、本年度の北海道地域政策総合補助金、高齢者等の冬の生活支援事業補助運用方針の拡充に合わせ、昨年度実施いたしました1件当たり3,000円の助成金額の再検討も含め、事業の実施に向けて検討してまいりたいと考えております。また、生活保護世帯につきましては、昨年度は北海道内で3町が単独事業として実施いたしました。補助対象となる北海道の地域政策総合補助金運用方針には対象世帯として高齢者世帯、障害者世帯、母子世帯及びこれらに準じ、市町村が認める世帯であって、市町村民税の非課税世帯とする、ただし生活保護世帯を除くと定められております。そこで、生活保護世帯につきましては、地域政策総合補助金の運用方針の中で対象世帯から除かれていること、あわせて国で定めている保護費の中に冬期加算が手当てされていることから、現時点では対象世帯に含めることは相当ではな

いものと考えております。今後道内の市町村、近隣市町の動向と対応策を踏まえ、国や北海道などからの情報や施策の拡充を十分考慮した上で市民生活の一助となりますよう実施に向けて検討してまいりたいと考えておりますので、何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（鎌田恒彰君） 菊島産業課長。

○産業課長（菊島美時君） 大綱2、歳入確保について、①、赤平花卉園芸振興公社の民間譲渡と赤平小学校跡地売却に伴う効果についてお答えいたします。

これまで株式会社赤平花卉園芸振興公社は、平成6年設立以来14年間に及び、ポスト石炭後のまちづくりの一環の雇用の場の確保に寄与していたとともに、花のまち赤平による地域イメージの向上、特にらんフェスタAKABIRAが市民手づくりのイベントとしても定着、また道内生産者としてコショウランの安定供給に努めてきたところでございます。しかしながら、市場の値崩れや原油高騰などで営業を続けていくことが大変困難な状況になり、本市といたしましては第三セクターを整理する方針を固め、かねてからの交渉を続けてまいりましたホームセンター最大手のホームマック株式会社と基本合意を取り交わし、現在施設などに係る譲渡契約締結に向け、また副市長を代表清算人として法的手続など会社整理に向けて作業を進めているところでございます。本市といたしましては、花のまち赤平の地域振興のため財政支援を行ってきたところでございますが、正式に譲渡金額決まった段階でご指摘の件につきましてはご説明申し上げたいと考えておりますが、何とかコショウランを赤平に残し、事業継続をするため赤平公社と市と連携いたしまして、民間参入に向け、最大限努力してきたところであります。さて、新会社におきましてはコショウランを中心としたさまざまな植物を含め、農芸ビジネスを展開するため現在準備を進めているところであり、市税などの税収効果については今後のことをとらえてまいります。

また、市民生協につきましては旧赤平小学校跡地に立地されますことから、中心市街地活性化にも大きな期待を寄せており、近隣市の大型店への流出に歯どめをかけること、また固定資産税はもとより市税の増収にもつながるものと考えております。こうしたことから新たに企業あるいは大型店舗が立地されることは、財政状況が大変厳しい当市にとりましても地域経済活性化が図られ、税収効果はもとよりさまざまな波及効果におきましても大いに期待するところでございます。

なお、当市の条例による財政支援についてでございますが、花卉公社の新会社につきましては新産業創造等事業助成金を予定しております。なお、花卉公社の新会社及び市民生協に対する市の企業振興促進条例に基づく財政支援などは申し添えてはおりません。

以上です。

○議長（鎌田恒彰君） 浅水副市長。

○副市長（浅水忠男君） 生協赤平進出をめぐる問題として何点かご質問ありました。そのことにつきまして、私のほうからご答弁させていただきたいと思っております。

これまで議会の常任委員会で何度か経過説明をさせていただきました。赤平商工会議所、生協だけの協議に終わったのではないかというお話でありますけれども、そもそも今の赤平小学校は赤平市の土地でありますので、コープ側としては最初に赤平市に来ており、具体的な話をさせていただくということでまいりました。そこで、同時に商工会議所にも伺っていただきまして、会議所等の会員の皆さんの意見を集約をいただいたというところでありまして、会議所としてはこの件については赤平市の寂れた中心商店街の活性化になるということで歓迎の意をあらわしたというふうに実は伺っております。それから、地域、あるいはまた商店街、地域の住民の皆さん方の話し合いということでありましたけれども、大型店の立地法の関係でコープ側としては地域の住民に対する説明会をしなければいけないということにな

っております。今後開催をされるのだろうというふうに思っております。もう一つ、出資をしている生協の組合員の方の周知の関係ですけれども、これはあくまでもコープさん側が組合員に対して説明をするという義務があるかと思っております。

消費者行政での生協が地域で果たす役割でありませぬけれども、大変最近はいろんな食品関係で問題が起きておりますから、私ども市民といたしましては生協側が安心して安全なやっぱり食料品等を提供いただくということが第一でありますし、そして先ほど言いましたように疲弊している商店街が生協さんと一緒になって、当然お客さんも相当ふえるわけありますから、まちの中が活性化をするという意味で各個店の営業成績も上がるのではないかというふうに理解をしていますから、それぞれ頑張ってくださいなというふうに思っております。それから、生協といたしましては、特に農産物について地産地消という考え方から地元の農産物をぜひ入れていただきという話も実はありました。今後JAさんを通じまして、いろいろご相談があるというふうに思っていますので、市といたしましてもその際は協力をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（鎌田恒彰君） 齊藤病院事務長。

○市立赤平総合病院事務長（齊藤幸英君） ②、市立赤平総合病院の透析患者の増加見込みについてお答えいたします。

病院経営の健全化を図るためには収益の確保が重要であります。透析医療につきましては収益確保の大きな柱ともなっており、現在40名を超える患者が入院及び外来透析を行っております。先月より患者の送迎を実施し、好評を得ており、今後は赤平市外へと送迎区域を拡大し、新たな患者確保に当たってまいります。また、近隣病院からの入院透析患者の紹介もあり、徐々にではありますが、患者も増加し、想定している患者数の確保は可能であるものと見込んでおります。しかし、国の診療報酬改定や医療制度の改正等により想定以上に収益が減少するこ

ともあり得ますことから、今後はより診療を充実させ、収益の確保に努めてまいります。夜間透析につきましては、現在患者の希望はありませんが、患者をふやしていくためにも医療スタッフを充実させた中で実施を検討してまいります。

続きまして、医師確保についてでございますが、厳しい状況が続いておりますが、今後もしろいろと手だてを尽くして確保の努力を続けてまいります。

また、道からの短期融資28億円ではありますが、融資期間は1年限りという予定ではありますが、低利融資であり、財政効果も非常に大きいことから、引き続き道と協議をさせていただきたいと考えております。

また、赤字はどのくらいになるのかということですが、まだ年度の途中でもあり、今後どのように推移していくかという状況を見きわめなければならぬということではありますが、不採算部門を抱えて運営を行うことは非常に厳しい状況ではありますが、新たな不良債務の発生が見込まれますと、公立病院特例債の借り入れができなくなることから、厳しい状況ではありますが、赤字を発生させない健全経営を行っていかねばならないものと認識をしております。

最後に、公立病院の使命としまして、住民の命と健康を守るため今後も職員が一丸となって努力を続けていかねばならないものと認識をしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（鎌田恒彰君） 中村消防長。

○消防長（中村高庸君） 大綱3、消防広域化問題について、①、北海道の消防広域化推進計画についてお答えさせていただきます。

消防の広域化につきましては、平成18年6月に消防組織法の一部が改正されたことに伴いまして、国が示す消防の広域化に関する基本指針に基づき、各都道府県において消防広域化推進計画を作成することとなっていたところでございます。このことから道におきましてはこの指針に基づき、本年3月に北

海道消防広域化推進計画を作成するとともに、4月にはその計画が各自治体に示されたところでございます。本計画では、近年複雑多様化や大規模化する災害などから地域住民を守る消防の仕組みは増大しており、さまざまな社会環境の変化に適切に対応できる体制の整備確立が求められているものの、現在の消防本部は小規模なものが多く、一般的に小規模消防本部は要員の確保や資機材の整備に限界があるため災害発生時の動員力が十分であると言えない場合があるほか、救急需要に対する適切な対応や予防査察、違反処理、火災原因調査などより一層高度化、専門化する予防業務への対応が困難な状況となっているとしております。こうした状況から消防の広域化を推進することにより消防体制の充実強化が図られ、住民に質の高いサービスを提供することができるものとしております。

また、消防広域化の組み合わせにつきましても示されておりまして、消防広域化の規模について国は管轄人口30万規模を一つの目標としておりますが、管轄面積の公共交通事情、地理的条件、日常生活圏などの地域事情を十分考慮する必要があることから、道としてはこれらの事情を勘案するとともに、今後高齢化の進展などにより需要の増大が予想される救急業務に深く関連する第2次保健医療福祉圏を基本とした21消防本部の組み合わせを示したところであり、本市におきましては中空圏に属する芦別市、歌志内市、上砂川町、滝川地区広域消防事務組合、砂川地区広域消防組合との組み合わせとなったところであります。本計画に基づき、消防の広域化を進めるに当たりましては、広域化を行おうとする圏域ごとに市町村消防本部が具体的に協議検討することとされているものの、広域化の対象となるどこの市町村が中心となり、協議を推し進めるかについては明記されていないこともあり、現在のところ進展がない状況にありますが、計画において道は消防の広域化についての連絡調整機能を果たす重要な役割があると明記されていることから、今後は道が中心となり、広域化に向け、動き出すものと考えて

おります。

消防の広域化は、消防体制の整備及び確立を図ることを旨として行うものであり、広域化によって消防本部の対応力や住民サービスが低下することがあってはならないこととされていることから、これらを念頭に消防広域化後の消防体制、出動態勢、財政運営などについて広域化対象市町との協議の場において十分議論を交わしてまいりたいと考えておりますので、どうかご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鎌田恒彰君） 町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 大綱4、勤労の権利と義務について、①、官製ワーキングプアについて申し上げます。

当市の臨時職員の状況でございますが、平成20年4月10日現在で病院を除き98人おりまして、事務補助、保育士、学校業務員、運転手、調理員、介護員など職種も多様でありますことから、職種ごとに賃金の単価を決めております。勤務時間につきましては、週20時間や週38時間45分など、これも多様でございます。それぞれ事業に必要な形態で雇用し、その条件につきましては雇用の開始時に文書によりまして、採用する職員に通知しているところであり、研修の機会につきましても必要に応じ、与えているところでございます。官製ワーキングプアにつきましては、国会などにおきましても取り上げられているところでございますが、地方公務員は適用除外とされておりますものの、働き方が同じであれば待遇も同じにすべきだとする改正パートタイム労働法の趣旨や、本年度の人事院勧告におきまして、非常勤職員の給料を決定する際に考慮すべき事項を示す指針を策定し、非常勤職員の任用形態、勤務形態のあり方をどのようにしていくか幅広く検討していくこととされておりますことから、本市におきましてもそれらを踏まえ、検討していかなければならないと考えているところでございます。とりわけ先般北海道における最低賃金につきまして、15円引き上げる全国平均には及ばないものの、北海道地方最低賃金

審議会より13円引き上げ、667円とするよう北海道労働局に答申され、新聞報道によりますと、10月19日から適用される見通しとのことでありますことから、その動向や近隣市町の状況を勘案し、臨時職員の賃金につきまして、見直す予定でございますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鎌田恒彰君） 齊藤病院事務長。

○市立赤平総合病院事務長（齊藤幸英君） 大綱5、政府による社会保障削減の影響について、①、市立赤平総合病院の療養病床数の考えについてお答えいたします。

高齢化の進む当市にあっては、療養病床は必要であると認識をしております。国は療養病床を当初計画の15万床から22万床残すとの方針を出しておりますが、今後の診療報酬改定時に病床維持が難しくなるようなマイナス改定が行われることも予想され、療養病床維持は厳しい状況になることも予想されておりますが、療養病床にかわる受け皿が整備されていない状況の中での病床の削減は退院後の受け皿がなく、行き先を失う患者が発生するおそれもあることから、当面病床60床を維持した中で赤平市における老人福祉施策が今後どうあるべきかを十分に検討していくべきものと考えております。また、国に対しましても過疎地域において地域医療を守っていくための政策の実行を強く要望するものであります。

以上です。

○議長（鎌田恒彰君） 宍戸忠君。

○4番（宍戸忠君） [登壇] ご答弁ありがとうございました。

先ほどの副市長さんからの答弁の中で、会議所の会員さんの方々、生協組合員の方々、一応生協の方々についてはこれから周知するということのようにすけれども、市民の方々にも。会議所の会員の方々のうち個店の方々の何人かが生協来たらやめると、そういう事態になっています。このところに会議所から何もないというような話もありまして、そういうことであるならば、市もリーダーシップを発揮し、そういうことのないように話し合いをする

とか、何かそういう助言をすとか、そういうことが必要でないかなというふうにちょっと思います。そのことについてひとつ再度お聞きしたいなというふうに思います。

それから、消防広域化の問題では近隣、先ほど示された広域化の案が出ているように思います。これは本来は自治体、行政区単位に消防本部があって、機敏に能力、機能を発揮すると。これがさっき言われましたような広域化の状況をこれからまた検討すると思いますけれども、何としても命を守る立場からその問題をやっていただきたいと思うのです。広域化は本当によく慎重にやらないと、これは人の命を無にするということになりますので、それも十分踏まえて、やっていただきたいというふうに思います。

その他答弁いただきました。福祉問題、人の命の問題が今重大です。この問題を皆さん関係の部署においても深い分析の上に立って、全力を挙げてまちづくり、市民の命を守るために頑張っていたきたいと、これをお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鎌田恒彰君） 宍戸議員、要望でよろしいですね。

○4番（宍戸忠君） はい。

○議長（鎌田恒彰君） 暫時休憩いたします。

（午前11時54分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（鎌田恒彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順序4、1、市立赤平総合病院について、議席番号6番、北市勲君。

○6番（北市勲君）〔登壇〕 通告に基づきまして質問いたしますので、ご答弁のほどよろしく願いいたします。

大綱1、中空知医療圏域において担う役割について、ア、機能分担についてお尋ねをいたします。昨今の勤務医師の確保は大変厳しい状況の中で、各自

治体病院は医師不足の解消と健全な経営に頭を悩まし、大変苦勞されておりますが、赤平の市立病院も同様に多額の不良債務の解消と医師不足ということで病院運営に大変な苦勞されていると。日ごろの努力に敬意を表したいと思います。私どもは、今までにこの議会を通じて、健全経営のための具体的な対策として診療科目や病床数について早く市民に示すべきであると訴えてまいりました。その都度いただけている答弁の中には、中核病院の砂川市立病院と後方支援病院である赤平市立病院と機能を分担して存続をしていくという答弁を何度かいただいております。病床につきましては、本年4月より一般病床120床ということになっておりますが、経営のほうも、毎月報告されます決算につきましても、予定どおりとは申しませんが、何とか頑張っておられると、その状況がわかる次第でございます。さて、本年5月の末に北海道が策定した道内30の区域に分けた自治体病院等広域化連携構想をめぐり、砂川市立病院を中心とした区域10の6医療機関、それから滝川市立病院を軸とした区域11の医療機関、3つの医療機関のそれぞれの病院関係者が一堂に会して中空知の医療をどうするのかという意見交換があったと一部報道でお見受けをいたしました。当然この席上では、各自治体病院で担う役割はこの集まりで決めるべきでないかという意見もあったと聞いておりますが、機能分担を含めた各病院の役割というものについてのどのような話をされたのか。特に診療科目の問題や、それから病床数についても当然話し合いはされたら、そのように推察をしております。この話し合いの中で赤平の市立病院は中空知の中でどのような役割をしなければならないのかというような話が多分あったと思います。ぜひそのこともお聞かせ願いたいと思います。また、この区域10の医療機関、それから区域11の医療機関の懇談会といいますか、意見交換会はその後開かれているのか、今後どのようにしていくのかも含めてお聞かせ願いたいと思います。

イの救急医療についてお尋ねいたします。現状赤平の市立病院としては1次医療、2次救急医療を実

施しておりますが、自治体病院等の広域化連携構想の中でどのように変わっていくのか。また、赤平の市立病院に常勤医のいない診療科、特に時間を急を要する脳疾患関係の患者さん、それから心臓に疾患のある患者さん、それと妊婦についても非常に市民は不安を持っております。このような緊急を要する患者さんについての救急についてはどのように変わっていくのか、このことについても当然話し合われたと思いますので、お聞かせいただきたいと思いません。

ウの療養病床についてお尋ねを申し上げます。赤平の市立病院は、国の政策によって療養病床を設けて、それで赤平市立病院の存続をしていこうという決意のもとにつくられた病床でございます。その後国の政策が変わり、療養病床の入院区分ができて、病院の経営に大きな障害をもたらすような、経営を圧迫するような状況になってきておりますが、これも1つは病院の経営の赤字の原因であろうと思っております。現在ある60床の療養病床について中空知の自治体病院、この構想で集まる病院の中でどのような60床が位置づけになっているのか。特に現在建てられてくる砂川の市立病院、滝川の市立病院、これについても療養はどうなるのか、このこともぜひお聞かせ願いたいと思えます。国の施策で先ほども前段同僚議員のほうから質問ありましたように療養病床は15万床から22万床ということで削減を6割から4割になりましたけれども、しかし入院区分についての手直しは発表されておられません。ということは、残っても決して病院の経営にプラスになるようには思われません。そういうような中で赤平市立病院が持っている60床についてはどういう位置づけが必要なのか、このことも重ねてお願いしたいと思えます。それから、実は北海道のある病院で療養病床をやめて老健施設に変更し、病院の健全経営を図ろうとする病院がことしの春に出てきました。実は、5月に国のいわゆる病院に老健施設を併設して経営してもよろしいと、特に大きな改修もなく、してもいいですよという規制が緩和されました。これ

には、働く職員も特にかえることなく、兼務も可能であると、こういう規制緩和が生まれたので、このことも含めて、赤平の市立病院の療養病床について60床が本当にいいのか、それから老健施設、こういうものを併設でやっとうなるのかと、このことについて市立病院の健全経営のためにもある意味では検討する価値があるのではないかと、このように感じております。病院当局の考え方をお聞かせ願いたいと思えます。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（鎌田恒彰君） 齊藤病院事務長。

○市立赤平総合病院事務長（斉藤幸英君） 大綱1、市立赤平総合病院について、①、中空知医療圏において担う役割についてのア、機能分担について、イ、救急医療について、ウ、療養病床については、関連がございますので、一括で答弁させていただきたいと思えます。

現在中空知2次医療圏において、滝川保健所により中空知地域保健医療福祉連携推進会議及び自治体病院広域化連携構想検討会議が設置され、この中で北海道医療計画中空知地域推進方針の作成並びに自治体病院の広域化連携構想について検討されることとなっております。現段階ではスタートラインにいたばかりの状態、これから具体的な協議がなされていくような状況でございます。また、来年1月をめどに方向性を示す見込みとなっております。特に自治体病院広域化連携構想につきましては、道の示した案では中空知2次医療圏が2つの区域に分けられ、赤平市は砂川市立病院を中心とする第10区域に属することとなっております。また、医療圏では一定程度の医療を完結できる体制を構築していくことが求められ、当院のその中で役割としましては市内の基幹病院として救急医療を含め、入院を含めた初期医療に対応できる機能を維持するとともに、透析センターとしての機能を提供できる体制を維持し、中核となるセンター病院、つまりここでは砂川市立病院ということを指しておりますが、その後方支援を行うこともまた期待されていることと思いま

す。その中では、急性期治療後の亜急性期及び回復期、療養を含めた入院機能の維持が必要と判断をしているところであります。救急医療につきましては、医師不足の中で現状の体制維持は非常に厳しい状況にあります。引き続き1次、2次救急病院としての機能を維持していきますが、砂川及び滝川市立病院の改築の中で救急機能が向上されるということが予定されております。特に砂川市立病院におきましては、より高度な救急体制を構築する計画があると聞いておりますことから、連携を深めた中で市民の救急対応に努めてまいりたいと思います。また、現状も行っておりますが、脳疾患患者あるいは心臓疾患患者等私どもの病院に専門の診療科がない科目につきましては既に砂川等の病院にかかっている、救急搬送を必要とする場合は現状と同じように相手側の病院に了解を得た中で直接搬送ということはこれからはますますやっていかななくてはならないことの一つだと思っております。

いずれにしても、砂川の市立病院は現状では救急受け入れがもう既に限界に達しているという状況になりますので、やはり新たな病院が建ったときには改めてその辺も含めた協議は進めていかななくてはならないと、そのように考えております。今後も現状の診療科並びに病床を維持していく中で市民に安心した医療を提供するためにはセンター病院、中核病院との連携、さらには協力を強化していかなければならないと認識をしております。今後の療養病床につきましては現状病床を維持していきますが、連携推進会議等の中でセンター病院との連携を図る上で後方支援病院の必要性や高齢化に対応するための市民ニーズ等を十分考慮し、また赤平市における高齢者福祉施策の中で十分に検討してまいりたいと、そのように考えております。先ほど議員のお話がありました療養から老健施設への転換ということでございます。老健施設につきましては私どもも一時検討を加えたことがございますが、やはり施設の医師の配置基準と、あるいは看護師等の基準でいくと、なかなか採算的には現状では厳しいのかなと思って

おります。やはり高齢者福祉施策全体の中で老健がいいのか、あるいは現在でいう特養ですか、そういった施設がいいのかということは今後十分に検討していかななくてはならないと、そのように考えております。

以上です。

○議長（鎌田恒彰君） 北市勲君。

○6番（北市勲君）〔登壇〕 ありがとうございます。ただいまこの会議の中身も、これからの方向もある程度説明いただきましたけれども、昨年北海道の策定した広域化連携構想につきましては、昨年8月のたしか8月に道から発表されたということで、それ以前からも早く病院の健全運営のために病院の小規模病院に向かって努力いただきたいことは要請していたのですが、今ここで赤平市の財政を考えると、早くこの病院が赤平市のお荷物にならないような形をつくっていかなくてはならないと。そういう意味では、この5月に病院関係者が集まって、意見交換をされたということですが、これ病院関係者だけでは到底解決できる問題ではありません。当然各市の財政の方々も一緒になって考えてもらわなければならないと。先日の赤平市のこれからの市立病院を考える会でもたしかそのような意見があったかのようにちょっと記憶しておりますけれども、いずれにしてもこれから3年、4年後には砂川の市立病院ができて、それから滝川の市立病院ができてくると、予測されるのは新しい病院に患者が集中し、赤平の病院が置いてきぼり食うのでないかという不安もあります。これについてそういう意味では連携を早く深めてほしいなと思いますので、この辺をも含めて、市長さんに赤平市民のためにもひとつこの辺のところを早くやっていただくよう、もしご意見があればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（鎌田恒彰君） 高尾市長。

○市長（高尾弘明君） それぞれご意見いただいたことにつきましては、ご承知のように今検討会議の中でやっておりまして、秋口には大体おおよそ赤平としての考え方はまとめたと思っています。ただ、当

然言うまでもなく相手のあることをごさいます、私ども赤平としては本当にこの広域化問題はもっと早く会議をしてほしいというふうをお願いしてきましたし、道から派遣している三上理事を含めて、急いでほしいと。失礼な言い方ですが、ようやくスタートしたということで、私どもとしてはじりじりした思いですが、ようやくこの会議がスタートしたということをごさいます、今財政部門を含めてということをごさいましたが、医療関係者だけでなく、福祉関係者も入っている会議もごさいます、その会議に基づいて、当然各市町村ごとの意見も取りまとめありましようし、意見を求めるということもありますので、医療だけではなくて、当然保健福祉、いろんな総体的な面の中でこの医療の位置づけもやはり考えていかなければならないと思っています。赤平市は、当面特例債を借りるためのプランを急いでつくらなければならぬといううち独自の事情もあるものですから、なかなか広域問題の話はまだこれからということでもありますので、少し必ずしも並行して進んでおりませんが、しかし今申し上げましたようにうちだけで進めることはできませんので、そういう中でひとつ話し合いは進めざるを得ないのかなと思います。およその目標については今事務長から申し上げたことでありますので、そういう方向で今後とも協議をしていきたいということで、議会にもいろいろまた意見を求めるということもあろうかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（鎌田恒彰君） 北市勲君。

○6番（北市勲君）〔登壇〕 大変ありがとうございました。やはり病院がなくなるということは、ある意味ではまちの崩壊につながります。これからの高齢化の中でやはり病院の持つ意味合いというのは十分皆さんご存じだし、私どももよくわかっているつもりでいます。ぜひ今市長さんがおっしゃるように早く、早く市民に安心を与えていただきたいということで、これはひとつ要望として私の質問を終

わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（鎌田恒彰君） 質問順序5、1、財政健全化に向けて、2、まちづくりについて、議席番号9番、獅畑輝明君。

○9番（獅畑輝明君）〔登壇〕 通告により大綱2項目について一般質問を行います。前議員とかなり重複している部分がございますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

1、財政健全化に向けて、①、平成20年度予算の執行状況についてであります。昨年6月に成立した地方財政健全化法のもと平成20年度の予算が執行され、5カ月を経過いたしました。市民が今一番関心を寄せている財政再生団体についてですが、当初より財政事情も変化してきたような気がいたしております。平成19年度決算では、実質収支4億7,960万円を計上、連結実質収支比率は見込みより若干の改善が予測され、地方交付税や流動的な病院事業会計などの不確定要素を含みながらも、平成20年度再生団体回避への道筋は行政と市民の頑張りによって見えてきたようにも思います。市民の皆さんも大変心配をしております。まず、平成19年度決算における4指標についてお伺いをしたいと思います。また、平成20年度も5カ月経過をいたしました。旧赤平小学校跡地のコープさっぽろへの売却、赤平花卉園芸振興公社の民間譲渡やあかびらガンバレ応援基金など歳入確保に貢献できる新たな事例が見られました。また、今定例会に提案されました北海道市町村備荒資金組合格約の変更は注目していかなければなりません。また、国における病院特例債の発行と、平成20年度限りであります。道の一時借入金の低利融資による病院への支援などがございます。平成20年度の一歩の行政課題は、決算において連結実質収支比率40%以下にすることであり、財政再建団体への移行を回避することです。それに向けた取り組みは、行財政改革の断行により確実に実行されていると思ひます。平成20年度半ばであります。現在把握でき得る指標の見込みについて、あわせてお

伺いをしたいと思います。もう一点経費節減の取り組みとしてご提案申し上げたいのですが、パソコン業務の一元化について伺いをしたいと思います。赤平市では総合行政、財務会計、人事、給与、福祉総合、生活保護、公営住宅管理、土木積算などその他にも既存のシステム、独自で開発したシステムなどがあり、行政業務全般にわたりパソコンを使用しております。これらのシステムを動かすために平成20年度使用料として2,752万円、保守や業務の委託料2,616万円、その他として3,905万円、総額9,273万円計上しております。各課、各係、各業務ごと、多くの企業、メーカーと使用料、委託料について契約をしております。この9,273万円と今定例会で住民税に係るシステム開発と改修費用について750万円補正予算が生まれ、合計約1億円となっております。この経費を削減する一つの方法として、業務を一元化することが考えられます。つまり契約メーカーを1社にするということでもあります。庁内のシステムを根本から変えていくと、大幅な経費削減ができる可能性があると思います。既存の今まで使用しているインフラを使用しながら、すべての行政業務と既存システム、独自システムをアウトソーシングする、つまり外部委託することにより、これら使用料、委託料、その他の経費などの経費の軽減、業務の効率化を図るものであります。空知管内でも来年6月から導入し、経費削減の効果を上げようとしている自治体もあります。業務の一元化を目指し、関連機器はソフトを含め、すべて借り上げ、運用から保守まで全面的に外部委託することで業務の効率化や経費の削減を図ろうとしております。年間約2,500万円の経費削減であると新聞報道されておりました。赤平市でもシステムの可能なかというような検討課題もあり、この業務一元化にはデータの移行、導入など多くの時間がかかります。新しいシステムの導入について比較検討する価値のあるものと思いますが、このようなことをご提案申し上げますので、お考えをお伺いしたいと思います。

次に、②の市立赤平総合病院の財務改善の取り組

みについて伺いをいたします。このことにつきましても昨日から4名の議員より病院についての質問がございました。重複するところがあると思いますので、簡潔に伺いをしたいと思います。全国的に自治体病院は、恒常的な赤字体質ということにより多くが存亡の危機にあり、地域医療の崩壊が危惧されています。昨年に成立した地方財政健全化法により病院事業会計も含めた連結実質収支比率が注目されてまいりました。赤平市においては、財政再生団体に陥る最大の要因となり得る指標であり、不良債務を多く抱えた病院事業会計の収支改善の取り組みのでき、ふできは市全体に影響を及ぼしてまいります。単年度黒字に向けた平成20年度予算と経過実績のずれがよからぬ方向へ向いてしまう可能性もあり、細心の注意が必要となってまいります。結果が物を言うのであります。数字がすべてであるということでもあります。努力をした、工夫をした、苦勞を重ねたなどということは、ほとんど評価されないのが企業会計の財務評価であります。このことを肝に銘じておかなければなりません。経営効率化のための数値目標をきちんと設定することが大切であり、特に医業収支比率、人件費比率、病床利用率などに注目しながら財務の改善に努め、今年度決算の黒字化に向け、よかれと思われるさまざまな取り組みを着実に実行していかなければなりません。平成19年度決算で累積欠損金36億4,300万円、不良債務29億4,900万円、改善するには当然収入の確保、支出の抑制、収益を上げる取り組みが求められます。現在の診療報酬制度を前提として収入増を目指すには、入院、外来患者数をふやすことがまず第一、入院、外来単価を向上させる、70%以下である病床利用率を上げるなどが基本となってまいります。さらに、診療報酬の加算項目を的確に取り入れていく、また病院機能の特化による患者増を図ることなどがあると思います。支出削減については、第一にさらなる職員の削減や給与費の見直しによる人件費の抑制であります。また、薬剤診療材料のコスト削減、外部委託の事項や委託先の見直しなどさらに検討していかな

ればなりません。財務改善の取り組みは、病院当局として以前から十分承知をされていることであろうと思いますが、具体的に実行へ移し、成果を出していくことは困難をきわめるものと推察しますが、今後の経営改善策についてお考えをお伺いいたします。

2、まちづくりについて、①、あかびらスクラムプランの進捗状況についてお伺いをいたします。平成19年6月と平成20年、ことしの3月にも質問をさせていただきました。財政再建という大きな課題を抱えている状況下で気持ちはどうしても財政問題に偏りがちになってしまいますが、もう一つの大きな柱でありますまちづくり再生については前向きな取り組みが求められ、停滞してはなりません。平成18年2月に市民の声を反映したあかびらスクラムプランができ、今後まちづくりの提案がなされました。推移を継続的に見定める必要があると思い、今回も取り上げることといたしました。地域の活力をはぐくむ16項目の施策、市民の暮らしを支える14の項目、事業として立ち上がったもの、高いハードルを越えていかなければならないものなどそれぞれ検討をすべきことが多いように思いますが、全体として一つ一つ着実に実行されているようにも思えます。そこで、総体的で結構でありますので、まちづくり再生の取り組みについて進捗状況をお知らせいただきたいと思えます。また、その中でもとりわけ移住定住促進についてなかなか政策的に見えてこないわけですが、何か原因があるのか現状をお伺いしたいと思えます。

②、空知産炭地域総合発展基金の今後の活用についてであります。内容につきましては、コープさっぽろ進出に関連し、周辺環境整備についてお伺いをいたします。11月11日の国道バイパスの開通が予定されておりますが、このことは中心市街地への交通アクセスに大きな変化をもたらす、基本的に商業者にとって決してよい影響を与えるものではないと思っております。こういった中でコープさっぽろの旧赤平小学校跡地への出店は、業種によっては大きな影響を受ける商店もあろうかと思えますが、総論

として疲弊し続ける市街地の活性化についてしっかりと見きわめていく必要があるものと考えています。交通拠点としての駅前整備、旧赤平小学校跡地への大型商業施設の進出というように、その周辺に位置する市街地、商店街はそれに対応したソフト、ハードの両面において変化が求められていると思います。その中でもとりわけ行政のかかわりについては、近くには中学校、病院などの公共施設があることから交通安全対策、防犯、防災対策などを講じていかなければなりません。また、周辺地域の居住環境にも変化をもたらす、それに対応できるような整備が必要になってくるのではないかと思います。整備の必要性や他の事業との兼ね合いなどを考慮し、この空知産炭地域総合発展基金の活用を視野に入れながら、必要と思われるものを次年度に向けて検討していただきたいと思えますが、お考えをお伺いいたします。また、新基金については平成19年度新産業創造等事業として対象経費約6億7,000万円、助成申請額は約2億1,000万円となり、結果9件1億9,870万円が認められることとなり、産業振興はもとより地域経済の発展にもさまざまな効果をもたらしている、期待ができるものとしております。そこで、今年度の申請状況についてはどうなのか。また、赤平市にはこの事業にかなう技術力の高い企業が多くございます。今後の動向について把握していれば、伺っておきたいと思えます。

3番目の赤平花卉園芸振興公社の解散と民間移譲についてであります。平成19年度花卉公社の決算が報告されました。売上高1億4,477万円、製造原価、一般管理費などを差し引きますと、営業損失約4,000万円、営業外の損益を加えますと、当期純損失、つまり赤字額は棚卸減耗損、つまり製品にならない苗をすべて処分をしてしまったということで、その額は約5,200万円、このことが大きく影響し、今期は約1億円の赤字となりました。昨年12月補正予算において、運転資金不足の追加支援が提案されました。資金ショートにより19年度中に公社を閉鎖すると、市の貸付金の不納欠損が生じ、昨年成立の地方

財政健全化法の以前の法律で赤字再建団体に転落してしまうということから、市の存続にかかわるものとして貸付金並びに損失補償の増額を議会として苦渋の選択をし、議決いたしました。平成19年度を乗り切り、20年度の早い時期での閉鎖が決まりました。今年度から適用の財政健全化法により公社に対する5億2,500万円に及ぶ市の貸付金は財政再生団体に陥る大きな要因として取り上げられ、花卉公社の財務状況の改善がクローズアップされることになったわけですが、昨今の経営状況は、前にも述べましたが、売上高の低迷と営業経費や一般管理費の捻出ができない最悪の状態が続いていたことから、資金ショートが恒常化しており、継続は困難なものとなっております。第三セクターが抱える根本的な問題点の解決が見られず、経営改善の見込みがないとの判断がなされました。平成6年操業以来14年間紆余曲折の歴史に幕を閉じようとしています。早期閉鎖が望まれておりましたが、さまざまな解決すべき問題を抱えていることから先延ばしになってしまい、結果、市民に対して多大な負担をかけてしまった。市民の声は、決断が遅過ぎるということでもあります。この点について市民にどう説明していくのか見解をお伺いしたいと思います。また、民間譲渡についてであります。報告にありましたように8月下旬に相手方、ホームック株式会社と花卉公社との間で基本合意書が締結されました。その内容の中で特に公社の従業員全員の雇用が約束され、ほっとしているところでもあります。今後清算業務が開始され、資産譲渡について協議されることと思います。今まで市民の心配事の一つでもありました12月の花卉公社清算業務終了まで頑張ってもらいたいと思っております。市の貸付金5億2,500万円の処理、資産譲渡額の算定など市民に対してきちんと説明のできる、市民が納得のできる民間譲渡であってほしいと思いますので、今後についてお考えをお伺いいたします。

④の第5次赤平市長期総合計画策定の進捗状況についてであります。昨年6月の議会でもこの計画について取り上げ、質問させていただきました。あ

れから約1年3カ月を経過いたしましたので、進捗状況についてお伺いをいたします。平成10年、市民の英知と情熱をもって第4次赤平市長期総合計画が策定され、平成19年度で計画期間が終了することにより第5次の計画策定が求められてきました。赤平市の未来の姿、方向性を決める大切なものであります。取り巻く社会情勢の変化や赤平市の財政事情などにより喫緊の対応としてスクラムプランや財政健全化計画改訂版に沿った行政運営が行われているのが現状であります。この第5次長期総合計画については、平成19年度と20年度の2カ年をかけて作業を行っていくという答弁でありました。今年度も既に約半分経過をいたしますが、どの程度進んでいるのかお伺いをいたします。また、重要な計画であることから、市民参加の中で徹底した議論を行っていく、加えて作業の段階で市民の意見を求めていく、パブリックコメントの手法を取り入れていく、このようなお考えでありました。タイムリミットも迫ってまいりましたが、今後の作業スケジュールについてあわせてお伺いをいたします。

最後に、⑤のあかびら火まつりの今後についてであります。37回という長い歴史を刻んできた火まつり、転換期が訪れました。ご承知のように旧赤平小学校グラウンドでのおまつり広場の開催は、跡地売却により最後となりました。市の財政事情により実行委員会への補助金はゼロ。そのことで多くのボランティアの人たちの協力が得られたなど例年とは若干異なる市民の思いによって開催され、かかわる人たちに充実した気持ちと変わらねばというような変化を求める声も聞かれたことしの祭りでありました。お祭りの継続は、全市民の願いであります。来年度は、高いハードルを越えての開催であろうかと思っております。お祭りのメイン会場の選定や火文字点火、おまつり広場などの運営費の確保、スタッフの高齢化など次回に向けて課題が山積しています。十分な準備期間がとれるよう早急に対応していくことが求められているのではないのでしょうか。ことしを大きな節目ととらえ、この節目を十分に生かしながら、こ

れまで以上の感動を与えられる火まつりにしなくてはなりません。お考えをお伺いいたします。

1回目終わります。

○議長（鎌田恒彰君） 伊藤企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） 大綱1、財政健全化に向けて、①、平成20年度予算の執行状況についてお答えさせていただきます。

まず初めに、平成19年度の決算に基づく財政4指標につきましてのご質問がございましたが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、これに基づいて、当議会への報告前ということがございますので、現段階におきましては決算はあるものの、見込みということで報告させていただきたいと思っております。まず、実質赤字比率につきましては、普通会計に相当する会計におきまして、繰り上げ充用額等が発生していない状況から比率は出てまいりません。次に、連結実質赤字比率につきましては、国民健康保険特別会計の累積赤字、さらに水道事業会計及び病院事業会計の不良債務額、こうしたものが影響いたしまして68.76%、この数字につきましては財政再生基準を上回っているという状況であります。次に、実質公債費比率につきましては27.5%となりまして、早期健全化基準に位置することになってまいります。最後に、将来負担比率につきましては318.6%ということで健全化の状態にあるということではあります。全国的にも高い比率に位置するということが予想されてまいります。

平成20年度の予算につきまして、本年3月に策定いたしました赤平市財政健全化計画改訂版に基づき、編成をし、基本的にはこれを計画どおり着実に執行していくことが再生団体回避の道筋であると考えておりますが、既に本年度に入りまして、本計画では予定していなかった収入での大きなプラス要素といたしまして、旧赤平小学校跡地を約1億1,000万円で生活協同組合コープさっぽろの子会社に売却をいたしております。また、今定例会における補正予算提案の中では、計画外の主なものといたしまして、普通交付税確定によります約2,500万円が減額とな

り、老人保健特別会計の前年度医療給付費等の確定によりまして、支払基金や道への返還金が生じたことから、本年度の財源不足分として約2,000万円の追加繰り出しを計上し、一方では一般会計に対する返還金約5,000万円を計上したところでありますが、このたびの補正予算提案の中といたしましては約500万円のプラス要素となってまいります。なお、今後における計画外の要素といたしましては、公立病院改革プランが承認された前提でのお話ではあります。公立病院特例債の発行予定額として前年度に行った市立病院に対します不良債務の解消額1億5,000万円が発行額として加算できる見込みであります。

以上申し上げた内容によって、現段階におきます連結実質赤字比率は約27%となり、財政再生基準の40%までには約6億円の差が生じるという見込みでございます。さらに、今後の比率に対する影響として考えられますのは、プラス要素としては花卉園芸振興公社が民間譲渡の基本合意書を締結され、現在譲渡契約の手續に向けて詰め作業が行われているところでありまして、これも売却による市貸付金の一部償還が見込まれ、一方マイナス要素といたしまして、原油価格高騰による燃料費や製品価格の引き上げ、冬季の降雪量の状況、そして最大の課題であります病院収益の確保など決して予断を許す状況ではなく、引き続き緊張感を持って予算の執行に努めてまいりたいと考えております。

また、ご質問の中の電算システム関係についてであります。当市におきましては強固なセキュリティ確保の上、インターネットに接続する情報ネットワークシステムと住民基本台帳システムを中心として構成されている総合システムを統合し、さらにこれまで独立して保守管理しておりました税の申告システム、児童手当システム、公営住宅管理システムなどを統合するよう進め、パソコンの効率的な配置や保守費用などの軽減を図ってきており、またプリンターにつきましてもLANによるコピー機との接続によるネットワークプリンターとし、個別の

プリンターを減らすことにより修繕料やトナー代などの経費節減につなげてきているところであります。今後につきましてもシステムの耐用年数を考慮しながら、システムの統一はもちろん外部サーバーの導入等を含め、効率的に運用が図れるよう検討してまいらなければならないと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鎌田恒彰君） 齊藤病院事務長。

○市立赤平総合病院事務長（齊藤幸英君） ②、市立赤平総合病院の財務改善の取り組みについてお答えいたします。

本年1月に設置しましたこれからの市立赤平総合病院のあり方を考える検討会議において、市立病院が収支バランスのとれた経営をどのように行っていくのかを検討を重ね、その意見をもとにこれからの市立赤平総合病院のあり方指針案2008を作成したところであります。その指針案に基づき、外来診療の縮小、透析センターのオープンによる患者の確保、病床を一般120、療養60床の180床体制として運営をしているところであります。病床は一般、療養合わせて稼働率80%以上、透析医療についても施設の新築、透析機器の増設、臨床工学技士を採用し、スタッフを充実させ、患者送迎を含め、診療の充実を図り、収益の確保に努めているところであります。また、支出につきましても給与費の削減、委託業務の廃止及び見直しによる経費の削減を行っており、当初見込み以上の効果が出ているところでもあります。さらには、未収金対策の強化により新たな未収金の発生を抑止する取り組みに力を注いでいるところでもあります。所管の委員会におきましても随時報告をさせていただいているとおり、医師の退職、診療報酬のマイナス改定等により収入は年度目標を下回っていますが、支出が見込み以上に減少していることから、現時点では年間目標を若干上回る収支改善状況となっております。しかしながら、経営健全化を行っていくためには収益の安定的確保は必須であり、そのためには医師の確保が最重要課題と認識し、院内に設置した医師、看護師確保対策委員会を中心

に市と連携を図ってのPR活動や民間リクルート機関の活用などで一名でも多くの医師が確保できるよう努力を続けてまいります。市と一体となり、収支の改善を進めておりますが、赤平市が財政再生団体に陥ることなく、健全な団体となれるかどうかは、病院事業においていかに健全経営が行われるかにかかっていることから、職員一丸となり、なお一層の経営努力をしていかななければならないと認識しております。今後さらなる努力を続け、収支目標達成を目指してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（鎌田恒彰君） 伊藤企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） 大綱2、まちづくりについて、①、あかびらスクラムプランの進捗状況についてお答えさせていただきます。

平成18年2月に策定いたしましたあかびらスクラムプランは、約9カ月間に及ぶ市民会議での議論を重ね、財政再建とまちづくり再生の両プランを複合した大変貴重なプランであります。財政再建プランにつきましては、空知産炭地域総合発展基金問題や地方公共団体の財政の健全化に関する法律の制定に伴い、一部見直しを加えながら行財政改革に取り組んでいるところであり、まちづくり再生プランにつきましては市民、企業、行政の役割を明確にしつつ、協働のまちづくりを推進するため「みんなではぐくむ生き生きあかびら」をテーマとした30項目の施策の実現に向け、現在努力をさせていただいているところであります。議員ご質問のまちづくりプランの進捗状況についてのご質問でございますが、本年3月の市議会定例会の中でもお答えさせていただいておりますので、簡潔にご説明させていただきたいと思いますが、プランの大綱の1つ目であります地域の活力を育むの中の施策は16項目となっております。現在炭鉱遺産活用、赤平駅前広場整備事業、食ブランド開発、さくらロード、移住定住促進、民間活用型キャリア教育、まちづくり活動推進事業、情報共有、まちなか里親制度、まちづくり電子通信、

町内会連携の以上11項目につきましては既に進んでいる状況であります。また、2つ目の大綱であります市民の暮らしを支えるの中の施策は14項目となっております。これにつきましても現在緊急事故や災害に対する防災体制の強化、住宅情報、ファミリーサポート、健康づくり推進、特別保育事業の充実、学校統合、市立赤平総合病院のあり方を方向づける、独居高齢者サポートの以上8項目につきましても既に進んでいる状況でありまして、全体といたしましては30項目中19項目が実践あるいは何らかの形で動き始めている状況であります。

特に今ご説明申し上げました中で本年度は赤平駅前広場整備事業が11月完成予定でありまして、さくらロードにつきましては株式会社ニトリ様の応援基金を活用させていただき、5月25日に市民、団体、議会、そして市職員約100名のご参加をいただき、エルム高原のアクセス道路となる市道基線にエゾヤマザクラ185本を植樹、市立赤平総合病院のあり方を方向づけるとしては昨年12月にこれからの市立赤平総合病院のあり方を考える検討会議を設置し、これまでは病院の規模等について協議をさせていただき、現在は地域医療のあり方、広域地域連携等について引き続き協議をいただいているところであり、また独居高齢者サポートにつきましてはひとり暮らしで日常生活に不安を抱えている高齢者に地域の見守りサポーターによる安否の確認や相談事などを聞いていただき、日常生活での不安解消を図るためサポート体制を構築するよう進めておりますが、独居高齢者、家族、地域、赤歌警察署や消防等の関係機関、そして行政のかかわり方などを、個人情報保護法を踏まえた上でさまざまな諸問題を解決してまいらなければなりません。10月以降見守りを希望される独居高齢者の方と既に地域で活動している世話役さんの把握、新たにサポーターとして高齢者を支援する側に立っていただける方を募り、緊急時、災害時の対応などにも生かせる台帳を作成する作業に入ってまいりたいと考えております。また、移住定住促進についてであります。団塊の世代が定年を迎

えたことや首都圏等から北海道への移住に関心を寄せられる方がふえている状況からあかびらスクラムプランの施策として位置づけられ、平成18年3月27日に早速当時の関係職員12名によりまして、赤平市移住定住促進グループを立ち上げ、約4カ月間にわたる協議の上、赤平市移住定住促進計画を策定したところであります。同年から財政問題が問いただされる中、本計画には予算を伴う内容も盛り込まれておりましたことから、いまだ実施できていないというのが現実のところでもあります。そうした意味では、一日も早く財政健全化を確実なものとして計画の実行に当たるとともに、引き続き既に選定を受けております北海道の北の大地への移住促進事業及び道内市町村をパートナーとして取り組む北海道移住促進協議会にも加入しておりますので、関係機関と十分連携を図ってまいりたいと考えております。このように今まで申し上げたとおりあかびらスクラムプランは市民や団体等の皆様のご協力をいただき、着実に推進している状況であります。計画期間終了は平成22年度までとなっており、残された施策につきましても限られた時間の中で施策実現に向け、精力的に取り組んでまいりたいと思います。また、今後新たな赤平市長期総合計画と期間が重複することもありますので、これらとも十分整合性を図りながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、②、空知産炭地域総合発展基金の今後の活用についてお答えさせていただきます。空知産炭地域総合発展基金の運用に関しましては、いわゆる行政が行う公共事業に対する助成の基盤整備事業と企業に対する助成の新産業創造等事業の2つの事業があり、社団法人北海道産炭地域振興センターが定める規程及び要領等に基づき、実施されているものであります。初めに、空知産炭地域基盤整備事業についてお答えさせていただきます。基盤整備事業につきましては、空知産炭地域5市1町における産炭地域の振興上必要な事業に対し、基金を助成することにより当該地域の発展と地域経済の振興に寄与する

ことを目的に行われているものであります。助成額は対象経費の4分の3以内と定められており、活用期間は平成23年12月までの時限の規定がございます。当市といたしましては、平成19年度に住環境整備事業、道路整備事業、観光施設整備事業、教育環境整備事業、医療施設整備事業の総額4億3,009万9,000円の事業費に対し、2億2,900万円の助成を受けており、平成20年度につきましても1次申請の中で公営住宅の除却、水洗化、福住平岸線の道路整備、駅前広場整備、市道基線植栽、給食センター改修の総額1億1,607万5,000円の事業費に対し、5,660万円の助成の承認をいただいております。また、本年度の2次申請といたしましては、総合体育館改修事業、医師等住宅改修として総額9,889万2,000円の事業費に対し、7,400万円の助成を既に申請済みであり、9月30日に民間を含めた事業審査会が予定されているところであり、以上、本年度の予定を含みます助成額の総額は3億5,960万円となっております。議員のご質問にございました生協関連の部分でありますけれども、市道学園通りを含む周辺環境のあり方につきましては十分協議をさせていただき、仮にハード的事業が必要となる場合は当基金の活用も十分可能であると思っておりますが、今後の基金の活用予定につきましては、小中学校校舎の耐震改修が実施できていない状況などもあり、緊急的要素を考慮しながら、限られた期間の中で何を優先すべきか財政状況を見きわめながら判断し、引き続き有効活用を図ってまいりたいと考えております。次に、新産業創造等事業につきましては、同じく空知産炭地域5市1町における新産業創造等に資する事業に対し、当基金を助成することにより地域経済の広域的、内発的、自律的発展に資することを目的に行われているところであり、当市におきましては、平成19年8月に要綱を定め、運用を図っており、平成19年度には8企業に対し、1億4,630万円を助成し、平成20年度の1次申請では2企業に対し、8,870万円の承認をいただいているところであり、また、本年度の2次申請につきましては既に2企業3億円の助

成を申請済みであり、基盤整備事業同様に9月30日に事業審査会が予定されております。以上、本年度の予定を含みます助成額の総額は5億3,500万円となっております。今後におきましても限られた基金原資の中で経済振興策の有効的資源、財源として効果的な運用に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鎌田恒彰君） 菊島産業課長。

○産業課長（菊島美時君） 大綱2、まちづくりについて、③、赤平花卉園芸振興公社の解散と民間譲渡についてお答えいたします。

当市といたしましては、花のまち赤平の地域振興のためこれまで花卉公社に対し、財政支援をしておりましたが、この間の多大なるご理解とご協力に対し、感謝申し上げますとともに、また何とかコチヨウランを赤平に残すため花卉公社と市と連携いたしまして、民間参入に向け、最大限努力してきたところであり、このたびの結果については市民並びに議員各位の多大なるご理解とご協力のたまものと感謝しているところでございます。こうしたことから少しでも当市にとりまして、財政への軽減が図れるよう現在鋭意努力しているところでございますし、正式に譲渡金額が決まった段階でご説明させていただきますので、ご理解賜りますようお願い申す次第でございます。

以上です。

○議長（鎌田恒彰君） 高尾市長。

○市長（高尾弘明君） 花卉公社につきまして、ご質問の中で市の基本的な姿勢についてのご指摘ございましたので、若干補足をさせていただきたいと思っております。

決断が遅過ぎるというご指摘でございますが、その件につきましては率直にご指摘どおり受けとめさせていただきたいと思っております。ただ、ご承知のように現在の第三セクターという形でやるということは、特に最近油の高騰もございまして、市の財政が急激に、急激に窮迫いたしまして、第三セクターという形では困難であるというのは私どもは結構早い時期

から考えておりました、内々民間移譲の道を探ってまいりました。そこで、仮に民間が決まらないで撤退をするということになりますと、貸付金がそっくり不納欠損になってしまう。昨年12月の議会で相当苦悩されたと思います。苦渋の決断とおっしゃっていただきましたが、そのとおりでと思います。あれがないとすれば5億500万、1億2,000万追加ですから、そっくりあそこで撤退すれば不納欠損と。民間でいう債務が少し削られるとか、そういうことありませんので、損失補償を含めて5億500万そっくり不納欠損であるということでございまして、そうした意味では大変ご苦勞いただきましたが、結果オーライということではございませんが、何とか粘って民間にお引き合いをいただいたということが、恐らく数値はまだ申し上げる段階ではございませんが、一部貸付金として償還をされるという見込みになってまいりました。だから、いいというわけではございませんが、あくまでも私どもとしてはこれまで蓄積したあの花卉公社の技術を残したい、雇用継続をしたい、そして一部でも貸付金はやはり軽減をしたいと、こういう思いでの民間移譲でありまして、指摘は指摘として率直に受けとめさせていただきますが、そういう私ども悩みながらやってきたということをご理解をいただきたいと思っております。まだ作業を進めている段階ですので、譲渡金額が確定し、そして一定程度清算業務が済みましたら、その時期には改めてご説明させていただきたいと思っておりますので、もうちょっと時間を置かせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（鎌田恒彰君） 伊藤企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） ④、第5次赤平市長期総合計画策定の進捗状況についてお答えさせていただきます。

本来であれば、第4次赤平市長期総合計画は平成10年度から平成19年度までの経過期間となっております。既に平成20年度から新たな総合計画が策定されていなければなりません。ご承知のとおり平成18年度には空知産炭地域総合発展基金問題、これ

が発生し、平成19年度には地方公共団体の財政の健全化に関する法律、この成立、当市の財政状況は全国ワーストツーとも報道されまして、赤平市が財政再生団体になるのか市民が不安を抱える状況の中で将来のまちづくりを議論する時期にはなく、まちの台所である財政問題を最優先に解決すべきであるとの判断に至り、当面市民と議論を重ね、策定してきたあかびらスクラムプランを基本としつつ、これまでの総合計画を継承する形で進めさせていただいております。本年3月に入りまして、赤平市財政健全化計画改訂版を策定したことによりまして、いまだ予断を許す状況にはないものの、財政再建に向けた一定の道筋をつけることができましたことから、新総合計画の策定作業の準備を進めているところであります。

ご質問のござい進捗状況についてですが、現在計画の基本となります骨子案、スケジュール、そして策定に向けた市民会議、行政体制を含みます組織体制が間もなくまとまる予定でございまして、市民会議につきましては10月に広報あかびら、市ホームページを活用して委員を公募させていただき、さらに市民アンケートも実施する予定で進めております。また、今回の策定に当たりましては、赤平市は協働のまちづくりを進めている状況を踏まえ、より多くの市民の皆様からご意見をちょうだいしたいとの思いから、住民説明会の開催は当然のことではありますが、さらに計画案の段階で内容を公表させていただき、寄せられた意見がどう反映され、逆になぜ反映できなかったのか、この理由についても公表する、いわゆるパブリックコメントを実施してまいりたいと考えているところであります。なお、これまでの総合計画策定に至るまでの過程といたしましてはおよそ2年間を要している状況ではありますが、既に第4次の総合計画期間も本来終了していることありまして、平成21年6月議会に計画内容をご提案申し上げれるよう努力してまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鎌田恒彰君） 菊島産業課長。

○産業課長（菊島美時君） 大綱2、まちづくりについて、⑤、あかびら火まつりの今後についてお答えいたします。

ことしのあかびら火まつりにつきましては、財源措置が最大の課題でございましたが、ご承知のように商工会議所、観光協会、北海道から多大な財政的支援をいただきました。また、青年会議所が中心となり、火まつり存続を訴える自主製作映画も撮影されたことによって、マスコミなども大きく取り上げていただいたこと、そして火まつりの内容においても火文字点火はもとより赤平出身の方のご厚意により札幌吉本のお笑いライブ、そしてよさこいソーランにおいては地元のチームのみならず、本祭の上位チームが初めてパレードを行ったことなど例年になり盛り上がりを見せた火まつりであったと考えております。そして、火まつりを存続させたい熱い市民の思いが結集されたものとも思われ、事務局といたしましては大変感謝している次第でございます。

さて、来年以降の赤平の火まつりのあり方についてですが、当然会場も変わることから、さまざまな状況の変化も予想され、内容など見直しが必要になってくると思われまます。しかしながら、こうした状況においても当然火文字の伝統は守っていかねばなりませんし、いかにして市民の皆さんに楽しんで、そして誇りを持ってもらう火まつりにしていくか、場所も含めて早急な検討が必要であると思っております。一方で、今回のような財政支援はことし限りと認識しておりますことから、火まつりを継続するための資金面については、火まつりを今後とも次世代の子供たちに引き継ぐためには実質的に運営資金を確保しなければならないと考えているところでございます。こうしたことから財源確保と会場につきましては、火まつり検討委員会を中心に関係団体と協議検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（鎌田恒彰君） 獅畑輝明君。

○9番（獅畑輝明君） [登壇] 先ほどの質問の

中の経費削減の取り組みとしてのパソコンの關係の部分なのですが、赤平市としてもパソコンの導入をする、あるいはネットワークの構築という部分で行政業務に使用するシステムの構築だとか、庁内LANの整備、長年にわたって多くのお金と労力を費やしてきました。業務の省力化や効率化などが図られてまいりましたが、ハードの面でもパソコンを全職員に1台ずつ配置するなど多くの費用がかかってまいりました。現在何の支障もなく、仕事ができるようになっておりますが、しかしこのことにおさまるわけではなく、このことからまた初めて新たな負担が生じるということを私は意味しているのではないかと思います。つまりばらばらの年度にそろえたパソコンの間では、互換性がなくなったりすることもあります。また、ハードやシステムの保守業者も複数にわたり、ふぐあいや非効率なことも生じてまいります。また、今回のように法改正のたびにシステムの改修やシステムの開発などの必要性が求められてまいります。そして、市民の大切な情報というのは現状庁内に設置しているサーバーという大きなパソコンに大部分が保存されていると思っております。厳重なセキュリティーのもと管理をしていると思うのですが、しかし地震、火災などの災害対策としてはここに置いておくことが十分なのかという疑問もあるわけでありまます。大切なデータ自体を庁内に置くのではなくて、安全性の高い施設。現在の社会では、情報社会の中では赤平、この地に置く必要は一切ない。札幌でもよろしい、そして沖縄でもよろしい、アメリカでもよろしいというような現社会であります。そういった面で自然災害に強い保存方法ですとか、そういったものも考えていかなければならないと思っております。また、外部委託によって、パソコンの機器のレンタルといひまますか、そういったものも含めての契約だというお話も聞いたことあります。つまり5年ごとに全パソコン、例えば150台であれば150台、5年ごとに新しく変わっていくというようなこともあります。システムについてもバージョンアップがどんどん、どんどんされていくと、この

ようにいい面もございますので、現状財政状況だとか、いろんな面で検討しなくてはいけないと思いますが、ひとつ検討の中の一つとして受けとめていただければと思います。

それで、病院の財務の改善についてなのですが、今年度から収支見込みについて病院事務局より毎月社会経済常任委員会に報告をしていただいております。財務状況の経過を把握するのに大変役立っております。平成19年度の決算書の損益計算書から若干申し上げたいと思うのですが、トータルで医業収支比率、つまり診察をして入院する、外来で診察をする医業収益に対して係る経費の割合というのは20億円に対して25億円かかっているということで80%の数字が出ております。今年度、20年度の予算では104%という黒字の見込みで数字、計画を立てております。7月までの報告の中では、数字として158%近くの数値が出ているということで現状いい方向には向いているのではないかとと思うのですが、何が起るかわからないというようなことで、しっかりまた見きわめていきたいと思っております。そして、人件費対医業収益比率、これについても19年度の決算は83%ということで、収入に対して83%の人件費がかかったということであります。稼いだお金がすべて給料に消えていった、人件費に消えていったということのようではありますが、今年度、20年度におきましては60%近くまで下げようということであります。この努力についても一生懸命やっていただきたいなど。現状60を切っている状況であるということで、推移を見守っていききたいなどと思っております。このように医業収益、医業収支比率や人件費に対して分析をしていきますと、病院の内情を勘案すると、相当の決意で改善していかなければ、平成20年度の決算も平成19年度決算と同じような結果になる可能性も含んでいると思っております。抱えている病院の諸課題について解決策、決して外に求めるのではなく、答えは常に現場にあるのではないかと考えています。もう一度ぐるっと見回してみてください。何かが見えるかもしれません。以上、改善の取り組みに

ついて期待をしておりますので、頑張ってください。要望で終わりたいと思います。

また、火まつりについてなのですが、火まつり自体が伝統文化を守っていくものなのか、あるいは以前にもありましたように単なるイベントとしてとらまえるのか、祭りの基本的なあり方について十分準備期間もあるという中で議論を深める必要があるのではないかと考えております。あかびら火まつりというお祭りが一本筋の通ったイベント、祭りであってほしいと思いますし、そうであれば市民がこぞって守ろうという意識が生まれてくるのではないかと考えます。この辺をぶれないで、あやふやにしないためにも十分議論を重ねて、火まつりを一緒に守り続けていきたいと思っております。以上、要望を含めて、質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（鎌田恒彰君） 以上をもって一般質問を終了いたします。

○議長（鎌田恒彰君） お諮りいたします。

委員会審査のため、あす11日から18日まで8日間休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） ご異議なしと認めます。

よって、あす11日から18日までの8日間休会することに決しました。

○議長（鎌田恒彰君） この際、ご報告いたします。

さきに設置されました決算審査特別委員会の正副委員長が決定いたしました。

委員長に獅畑輝明君、副委員長に北市勲君が選任されましたので、ご報告いたします。

○議長（鎌田恒彰君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 2時21分 散会）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成20年 9月10日

議 長
鎌 田 恒 彰

署 名 議 員 (4 番)
穴 戸 忠

署 名 議 員 (6 番)
北 市 勲